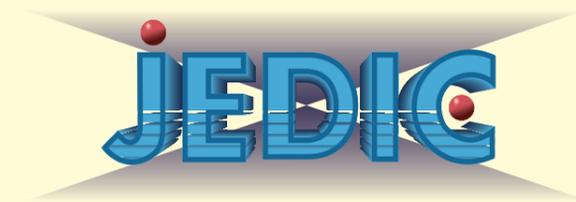


業界横断EDI仕様V1.1 ビジネスインフラガイドブック



次世代EDI推進協議会

Japan Electronic Data Interchange Council

業界横断 EDI 仕様 V1.1 ビジネスガイドブック

平成 24 年 3 月 発行

発 行 次世代 EDI 推進協議会

印 刷 新高速印刷株式会社

はじめに

本ガイドブックは、次世代 EDI 推進協議会のビジネスインフラ事業（企業や業界を越えて自由自在に情報の交換や共有が行える基盤）の一環として策定した、「業界横断 EDI 仕様 V1.1」の成果を取り纏めたものである。

本事業では、ビジネスインフラに成りえる「望ましい業界標準 EDI」の実現を目指し、「国際性」「業実性」「健全性」を実現するツールとして「業界横断 EDI 仕様」を策定した。

業界横断 EDI 仕様 V1.1 は、日本の製造系サプライチェーン取引における国連標準の EDI 辞書に準拠し、複数業界企業と EDI 取引する中小規模等受注企業の健全性を確保するリファレンスである。また、本仕様 V1.1 は、ビジネスインフラ事業による 4 つの実証プロジェクトの成果を踏まえつつ、3 つの業種（電機電子・自動車・化学）およびそれらの業種と関連する中小企業取引の確定注文を対象として、企業間業務プロセス（業務連携）と情報項目を定義した。

本ガイドブックの構成は以下の通りである。

- 1 編 業界横断 EDI 仕様 V1.1 解説書
- 2 編 業界横断 EDI 仕様 V1.1 業務連携定義
- 3 編 業界横断 EDI 仕様 V1.1 情報項目定義表
- 4 編 業界横断 EDI 仕様 V1.1 ソリューションガイドライン

業界横断 EDI 仕様 V1.1 とは 2 編と 3 編を示し、それを解説する 1 編と、ASP 等相互接続性と健全な EDI インターフェースを確保する 4 編を含めて、受発注者双方の業務処理が円滑に行われ、企業間取引の効率化が促進することを期待したビジネスインフラガイドブックである。

本ガイドの取扱いはコピーを自由とし、無償で再利用が可能である。

本ガイドが、業界標準 EDI の業界団体、ユーザ企業、IT ベンダー、国や地域の行政機関の各担当者にとって、それぞれの業務の遂行の上にご参考になれば幸いである。

最後に、次世代 EDI 推進協議会の各種委員会にご指導・ご協力を頂いた関係各位に対して、改めて感謝の意を表する次第である。

平成 24 年 3 月

次世代 EDI 推進協議会

標準管理・促進部会 委員名簿（順不同・敬称略）

部会長	野口 秀樹	一般社団法人 電子情報技術産業協会
委員	川内 晟宏	特定非営利活動法人 I T コーディネータ協会
	斉藤 良一	共通 XML/EDI 実用化推進協議会
	枝川 眞弓	財団法人建設業振興基金
	村上 統英	石油化学工業協会
	新井 一之	電気事業連合会
	矢野 晴一	一般社団法人 電子情報技術産業協会
	塩澤 敬和	一般社団法人 日本自動車工業会
	牧野 成憲	社団法人日本自動車部品工業会
	高瀬 雅	日本製紙連合会・日本紙商団体連合会
	小林 卓	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	矢野 寛幸	社団法人日本電線工業会
	武山 一史	社団法人日本物流団体連合会
	藤阪 誠	社団法人 日本貿易会
	坂本 真人	財団法人流通システム開発センター
	加藤 雅幸	NPO 法人旅行電子商取引促進機構
	日野和麻呂	株式会社オービックビジネスコンサルタント
	加来 一生	キヤノン IT ソリューションズ株式会社
	稲野 清治	株式会社グローバルワイズ
	兼子 邦彦	小島プレス工業株式会社
	佐藤 東哉	JFE システムズ株式会社
佐分 年治	テービーテック株式会社	
石井 雅人	日本アイ・ビー・エム株式会社	
柴田 鎮雅	日本情報通信株式会社	
佐藤 広隆	日本電気株式会社	
池田 一幸	株式会社日立製作所	
オブザーバ	鈴木 修	特定非営利活動法人 I T コーディネータ協会
	帆足 弘治	財団法人建設業振興基金
	高島 民男	一般社団法人 電子情報技術産業協会
	久保 智子	一般社団法人 電子情報技術産業協会
	三橋 伸之	一般社団法人 日本自動車工業会
	戸叶 正美	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	遠城 秀和	株式会社 NTT データ
	菅野 修一	小島プレス工業株式会社
	藤野 裕司	株式会社データ・アプリケーション

事務局	菅又 久直	一般財団法人日本情報経済社会推進協会
	若泉 和彦	一般財団法人日本情報経済社会推進協会
	村田 雅俊	一般財団法人日本情報経済社会推進協会
	水流 正英	一般財団法人日本情報経済社会推進協会
	神酒絵里子	一般財団法人日本情報経済社会推進協会
	酒井 綾子	一般財団法人日本情報経済社会推進協会

標準管理・促進部会

業界横断 EDI ソリューションガイドライン WG (旧認定制度検討 WG)

メンバー名簿 (順不同・敬称略)

主 査 メンバー	池田 一幸	一般社団法人 電子情報技術産業協会
	川内 晟宏	特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会
	鈴木 修	特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会
	佐藤 広隆	一般社団法人 電子情報技術産業協会
	野口 秀樹	一般社団法人 電子情報技術産業協会
	村上 統英	石油化学工業協会
	武山 一史	社団法人日本物流団体連合会
	太田 活雄	株式会社インテック
	北川 鉄生	株式会社インテック
	永壽 拓宏	株式会社オージス総研
	大八木大祐	株式会社オービックビジネスコンサルタント
	酒田 裕之	株式会社大塚商会
	加来 一生	キャノン IT ソリューションズ株式会社
	稲野 清治	株式会社グローバルワイズ
	兼子 邦彦	小島プレス工業株式会社
	菅野 修一	小島プレス工業株式会社
	佐藤 東哉	JFE システムズ株式会社
	園部 秀紀	TIS 株式会社
	黒渕 達也	株式会社データ・アプリケーション
	越川 真治	株式会社データ・アプリケーション
事務局	柴田 鎮雅	日本情報通信株式会社
	中村 雄一	富士通株式会社
	菅又 久直	一般財団法人日本情報経済社会推進協会
	若泉 和彦	一般財団法人日本情報経済社会推進協会
	村田 雅俊	一般財団法人日本情報経済社会推進協会
	神酒絵里子	一般財団法人日本情報経済社会推進協会
	酒井 綾子	一般財団法人日本情報経済社会推進協会

ガイドブック構成

第1編 業界横断 EDI 仕様 V1.1 解説書

第2編 業界横断 EDI 仕様 V1.1 業務連携定義

第3編 業界横断 EDI 仕様 V1.1 情報項目定義表

第4編 業界横断 EDI 仕様 V1.1 ソリューションガイドライン

第1編

業界横断 EDI 仕様 V1.1 解説書

業界横断 EDI 仕様 V1.1
解説書

平成 24 年 3 月
次世代 EDI 推進協議会

はじめに

次世代 EDI 推進協議会（以下 JEDIC と記載）では、産業構造の変革にともなう我が国産業全体の最適化による生産性改革、および IT を活用した企業・業種・業界の壁や個別の経済取引を超えた情報共有を実現する情報経済社会基盤構築の方策について検討するため、経済産業省事業の一環としてビジネスインフラの整備を推進している。

この過程において、ビジネスインフラ（企業や業界を越えて自由自在に情報の交換や共有が行える基盤）に成りえる「望ましい業界標準 EDI」の実現を目指し、「業際性」「健全性」「国際性」の3つの要件を設定した。この3つの要件を実現するため、4つの実証プロジェクトが実施された。これらの4つの実証プロジェクトの成果をふまえて、「業界横断 EDI 仕様 V1.1」を定義した。現在、大企業・中堅企業で普及が進んでいる業界標準 EDI を要として、中小企業等 IT 化が遅れている企業・部門への EDI 普及、および異なる業界にある複数の企業との情報交換を進めるため、既存の業界標準 EDI に加えて「業界横断 EDI 仕様 V1.1」を提言するものである。

本解説書は、JEDIC が公開する「業界横断 EDI 仕様 V1.1」の目的と適用範囲を明確にし、「業界横断 EDI 仕様 V1.1」を参照する EDI ユーザー企業および EDI ソリューションを提供する IT ベンダーに、当該仕様の適用の仕方を明らかにする。

なお、業界横断 EDI 仕様 V1.1 は次の2つの文書から構成される。

(1) 業界横断 EDI 仕様 V1.1 業務連携定義

国連 CEFACT の「業務要件定義仕様 (BRS)」の流儀に従い、確定注文プロセスの対象領域、業務連携要件、ユースケース図、アクティビティ図、および概念データモデルを定義する。

(2) 業界横断 EDI 仕様 V1.1 情報項目定義

3つの業種（電機電子・自動車・化学）およびそれら業種と関連する中小企業取引の確定注文を対象にした情報項目を定義する。情報項目の定義は、国連 CEFACT のコア構成要素技術仕様に則って、国連 CEFACT の EDI 共通辞書（コア構成要素辞書）を参照して、日本の対象業種で使われる日本語意味定義を行っている。業界横断 EDI 仕様 V1.1 情報項目定義は表（エクセル・シート）に定義されており、表の見方は当該エクセル・シートに説明されている。

目次

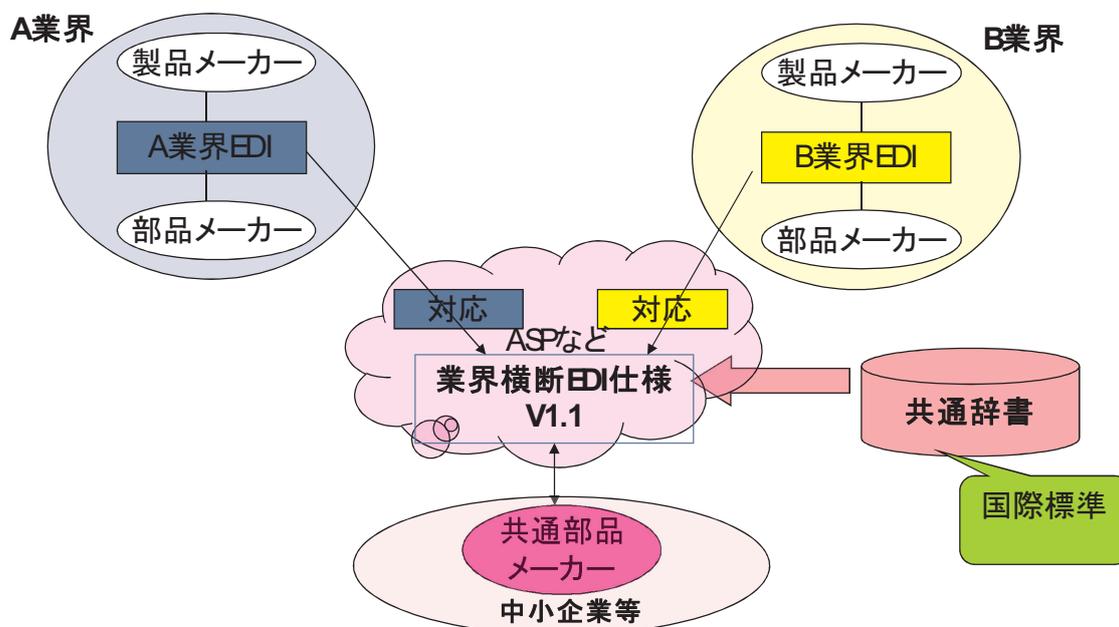
1. 業界横断 EDI 仕様 V1.1 の目的と範囲.....	4
1. 1 目的と位置づけ	4
1. 2 取引プロセス	5
1. 3 業界横断 EDI 仕様 V1.1 策定の考え方.....	6
1. 3. 1 電機電子業界.....	6
1. 3. 2 自動車業界.....	7
1. 3. 3 化学業界	7
1. 3. 4 中小製造業取引	8
2. 業界横断 EDI 仕様 V1.1 の適用の仕方.....	9
2. 1 業務プロセスの摺合せ.....	9
2. 2 情報項目の参照	9

1. 業界横断 EDI 仕様 V1.1 の目的と範囲

1. 1 目的と位置づけ

平成 21 年度、経済産業省のビジネスインフラ事業において、4 つの実証プロジェクトが実施され、それら実証プロジェクトで使われる情報項目を参考に、業界横断 EDI 仕様 V1.0 が試作された。

業界横断 EDI 仕様 V1.1 は、その業界横断 EDI 仕様 V1.0 をたたき台に、ユーザー業界（電機電子業界、自動車業界、化学業界）および中小企業取引における要望を収集し、共通に参照（Reference）できる定義を取りまとめ、特に複数の業界と取引を行う中小企業等が容易に EDI を導入できる環境を提供することを主眼としたものである（下図参照）。



(図の説明)

A業界、B業界、それぞれの業界内では、それぞれの業界標準EDI仕様に基づいてEDIが行われる。A業界とB業界の両方と取引のある共通部品メーカーは、業界横断EDI仕様 V1.1に対応すれば、ネットワークを仲介するASP等の変換サービスを経由して、それぞれの業界標準EDI仕様に対応することができる。また、業界横断EDI仕様 V1.1の情報項目は、国際標準に準拠した共通辞書の情報項目に対応している。

なお、業界横断 EDI 仕様 V1.1 における「業際性」「健全性」「国際性」の意味は次のように解釈される。

「業際性」ある企業が複数の業界標準に準拠した EDI に対応する際に要する労力を縮

減できること。

「健全性」中小企業等 IT 化が遅れている企業・部門が EDI を導入する際に取引先の都合で過度の負担を強いられないこと。

「国際性」情報項目定義は国際標準の EDI 辞書（国連 CEFACCT コア構成要素辞書）に準拠すること。

1. 2 取引プロセス

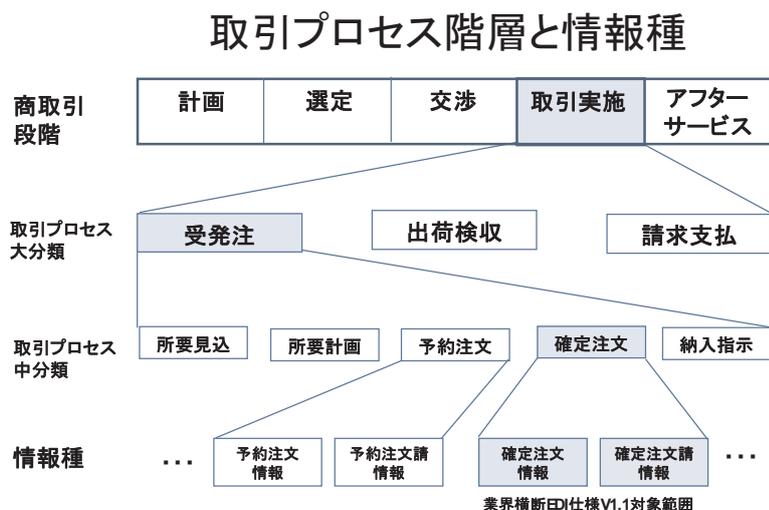
業界標準 EDI の前提として、各業界はそれぞれの取引プロセスモデルを想定している。これが、業界間で異なっていることから、EDI の情報項目の呼称や使い方について差異が生じている。情報項目の共通性を検討するに当たっては、それぞれの業界標準取引プロセスについての相互理解が不可欠となる。

業界横断 EDI 仕様 V1.1 検討の過程で、各業界の取引プロセスモデルを理解し、共通の情報項目の存在を確認した。

業界横断 EDI 仕様 V1.1 の検討では、参加した業界間で共通に認識できるとされる通常の取引に焦点をあてた。

取引プロセスの検討を進める中で、プロセスにはパターンのあることが明らかになってきた。これらのパターンを共有できれば、異なる業界で EDI 情報項目のすり合わせを行う際に有効である。

取引プロセスパターンの共有においては、各業界の取引プロセスモデルを前提としつつ、下図の「取引プロセス階層と情報種」を設定した。最上位階層の商取引段階は、国連 CEFACCT において、ビジネスプロセス・マトリックスとして標準認定されているものである。



2 階層目の取引プロセス大分類は、段階毎に詳細のプロセスにブレイクダウンしたもの

である。ここでは、取引実施段階を示しており、受発注・出荷検収・請求支払の大分類プロセスに分解される。この段階は、製造業全般に共通しているものと考えられる。

取引プロセス大分類を更にブレイクダウンしたものが、取引プロセス中分類である。これまでの検討経緯から、この中分類レベルは、業界毎に固有の定義がなされていることが判明している。これは、業界毎の事業特性に依存するものと考えられ、製造業を通して共通化することは難しい。そこで、各業界が固有に定義したプロセスとの対応付けを容易にする手段として、JEDIC としての標準的な確定注文プロセスを「業界横断 EDI 仕様 V1.1 業務連携定義」として策定した。各業界は、自らの固有に定めた中分類プロセスを、JEDIC の「業界横断 EDI 仕様 V1.1 業務連携定義」に対応させることで、業界間の共通認識を深めることができる。実際の EDI 適用の検討においては、当事者が共通認識可能な取引プロセスとして定義した上で、情報項目の擦り合わせを行うことが推奨される。

なお、上図の中分類は、通常取引の範囲内で検討されたものであり、今後必要に応じて中分類プロセスは追加・修正されていくべきものである。

第4階層の情報種は、中分類取引プロセスを構成する EDI メッセージに相当する。そして、確定注文の場合に見られるように、発信されるメッセージとこれへの回答（応答）メッセージから構成される。中分類プロセスがよりきめ細かく定義される場合は、それぞれのプロセスに対し、要求・応答の形で情報種が定義される。

業界横断 EDI 仕様 V1.1 で定義されたのは、「確定注文」プロセスであり、対応する情報種は「確定注文情報」「確定注文請情報」である。

1. 3 業界横断 EDI 仕様 V1.1 策定の考え方

業界横断 EDI 仕様 V1.1 は、電機電子業界、自動車業界、化学業界および中小企業間取引において、それぞれ特定の取引形態、対象製品、業務プロセスおよび諸条件のもとに、中小企業との取引を念頭において、業界横断 EDI で必要となる情報項目を洗い出し、それらの情報項目を国連 CEFAC 標準である EDI 共通辞書の情報項目と突き合わせて策定した。

1. 3. 1 電機電子業界

- ・ 電子機器および半導体・電子部品等の企業間における電子商取引。
- ・ 対象ビジネス形態としては、通常取引(通常取引・納品代行・ジャストインタイム)。
- ・ 業務プロセスでは、EDI を行う前提として取引基本契約書を取り交わし、「仕様・品番の決定」「価格の決定」「所要計画の提示」が行われた前提の確定注文（個別の契約申込）

を想定。

- JEITA/ECALGA の確定注文情報種には 149 項目が定義され、そのうち 15 項目を必須項目としている。業界横断 EDI 仕様 V1.1 には、15 の必須項目と、カスタム品などの顧客個別仕様品目定義のため、「補足情報ファイル有無」「図面・仕様書番号」「補足情報ファイル名」を追加の情報項目とした。

以上は、一般社団法人電子情報技術産業協会／EC センターが代表して提案した。

1. 3. 2 自動車業界

- 自動車の車両組み立てにおける、完成品メーカーと部品メーカーとの量産部品取引を想定。
- 業務プロセスは「確定注文」を想定。
- 対象とする情報は、主として、中小企業メーカーに対し、紙により伝達される約 3 5 項目の情報であり、その中から、業界独自の項目は省いて登録。

以上は、一般社団法人日本自動車工業会が代表して提案した。

1. 3. 3 化学業界

- 取引形態としては、直接取引だけでなく商社取引であることが多く、業態も総合商社、専門商社がある上に企業規模も多岐にわたる。さらに化学会社間での取引があるのも特徴で、これにも直接取引と商社取引とがある。ただし、業界横断 EDI 仕様 V1.1 では、商社取引は対象外としている。
- 業界横断 EDI 仕様 V1.1 の対象として、現状の化学品取引である次の業種を意識した。
 - A.加工型化学品を取り扱う業界
塗料、ゴム／プラスチック加工品、洗剤／化粧品、医薬品、写真など
 - B.素材型化学品を取り扱う業界（同業が含まれる）
無機化学品、有機化学品、合成染料、合成ゴム、石油化学、合成樹脂、合成繊維、電子材料
- 業界横断 EDI 仕様 V1.1 では、注文・注文確認のみを対象とした。
- EDI の選択・標準作成については、販売業務・購買業務両面での利用を考慮した。ただし、業界横断 EDI 仕様 V1.1 では、国際取引を対象外としている。
- 業務プロセスでは、EDI を企業間情報交換として捉え、業界横断 EDI 仕様 V1.1 では「確定注文情報」と「確定注文請情報」の組み合わせで情報交換が成立するとしている。
- データ交換の単位は、個数なく総量ベース、また、毎日、連続しての受発注ではなく在庫ベースの取引のため、1 件 1 オーダーを基本としている。
- Chem eStandards の OrderCreate(注文情報)には 77 項目が定義され、そのうち 40 項

目を必須項目としている。

- ・ 業界横断 EDI 仕様 V1.1 には、32 項目を提案した。

以上は、石油化学工業協会／CEDI 小委員会が代表して提案した。

1. 3. 4 中小製造業取引

- ・ 業界横断 EDI 仕様 V1.1 では、検討対象となった 3 業種（電機電子、自動車、化学）との通常の取引で必要となる項目のみを定義している。
- ・ しかしながら、中小企業における取引においては、紙帳票取引との併用や、多様な業界との取引形態なども考慮した「中小企業取引拡張版」実装仕様が必要であり、別途これを策定し、公開されることが期待される。
- ・ 「中小企業取引拡張版」での考慮事項。
 - 中小製造業の取引は想定 3 業種以外にも、試作品・特注品取引やプロジェクト型取引など受注生産型業界との取引が混在しており、これらのプロジェクト案件等に対応するデータ項目を考慮する。
 - 中小製造業の顧客の業界は多様であり、中小製造業が紙帳票で発注する場合にも顧客業界の取引慣行に合わせた取引を行っているケースが多い点を考慮する。（例えば流通業顧客と取引している場合はチェーンストア協会標準帳票を利用して発注しているなど）
 - 中小製造業への EDI 導入には時間がかかり、紙帳票と並存する期間が長いと想定している。この並存期間中は紙帳票に印刷されたデータ項目で利用頻度の高いデータ項目は中小製造業 EDI で送受信するデータ項目に取込む方針とし、紙取引から EDI 取引への切替えが円滑に進むよう配慮する。発注者、受注者の住所等は紙帳票に必ず記載されるデータ項目であるため、中小製造業取引用の固有データ項目として採用する。
 - EDI 導入後も納品物に添付する紙納品書が必要であり、紙納品書に印刷する頻度が高いデータ項目を EDI で送信できるように配慮する。

以上は、特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会が代表して提案した。

2. 業界横断 EDI 仕様 V1.1 の適用の仕方

業界横断 EDI 仕様 V1.1 は参照仕様として策定されている。参照仕様とは、EDI を実施しようとする企業が、業務プロセスの摺合せや情報項目の相互マッピングにおいて参考または引用するための辞書として使われることを想定している。更に、特定の業界において当該業界の EDI 標準を策定しようとするとき、他の業界標準との相互運用性を実現するために参照することが推奨される。

2. 1 業務プロセスの摺合せ

企業間で EDI を実施しようとするとき、それぞれの企業の内部業務プロセスのどの時点で何の情報を受け渡すのかを両社で合意する必要がある。

取引当事者のそれぞれの内部業務プロセスをベースに、業界横断 EDI 仕様 V1.1 業務連携定義を参照しつつ、合意出来る取引プロセスを摺合せることができる。

2. 2 情報項目の参照

業務連携のプロセスが合意され、必要な時点で取り交わすメッセージ（情報の集合）が決まったら、当該メッセージに含まれる情報項目（データの名称、意味定義、データの型（文字、数値、桁数、コードなど））を、コンピュータで処理できるだけの精緻さを持って定義しなければならない。

業界横断 EDI 仕様 V1.1 情報項目定義では、異なる業種においても比較的共通に利用され得る情報項目につき、国連 CEFAC の EDI 共通辞書に準拠して収録してある。企業間で取り交わすメッセージの情報項目定義においては、業界横断 EDI 仕様 V1.1 情報項目定義を参照すればより容易に、取引当事者同士が合意できることが期待される。

第2編

業界横断 EDI 仕様 V1.1 業務連携定義

業界横断 EDI 仕様 V1.1
業務連携定義

平成 24 年 3 月
次世代 EDI 推進協議会

目次

1. 序説	3
1. 1 本書の目的と対象プロセス	3
1. 2 文書変更履歴	3
1. 3 参照	3
2. 確定注文プロセスの概要	4
2. 1 確定注文プロセスの目的	4
2. 2 業務連携の範囲	4
3. 業務要件	5
3. 1 業務領域	5
3. 2 業務要件一覧	5
3. 3 業務用語定義	6
3. 4 業務連携要件	6
3. 4. 1 ビジネスプロセス定義シート	6
3. 4. 2 ビジネスプロセス・ユースケース図	7
3. 4. 3 ビジネスプロセス・アクティビティ図	8
3. 5 業務当事者	9
3. 6 概念データモデル	10

1. 序説

1. 1 本書の目的と対象プロセス

本業務連携定義は、次世代 EDI 推進協議会（JEDIC）で承認された、わが国製造業サプライチェーンの受発注における確定注文プロセスを対象とした業界横断 EDI 仕様 V1.1 の業務連携定義書である。本業務連携定義は標準的で効率的な確定注文プロセスを実現する目的で、取引当事者が両者の社内業務プロセスを連携するときに参照されることを想定している。

1. 2 文書変更履歴

フェーズ	状況	最終更新日
ドラフト第 1 版	WG 承認	2011.04.14
ドラフト第 2 版	部会承認	2011.12.12
ドラフト第 3 版	事務局修正	2011.12.27

1. 3 参照

参照する技術仕様および辞書・カタログ（バージョンを含む）

- ・国連 CEFACT 業務要件定義仕様（BRS）
- ・国連 CEFACT CCL10A

2. 確定注文プロセスの概要

2. 1 確定注文プロセスの目的

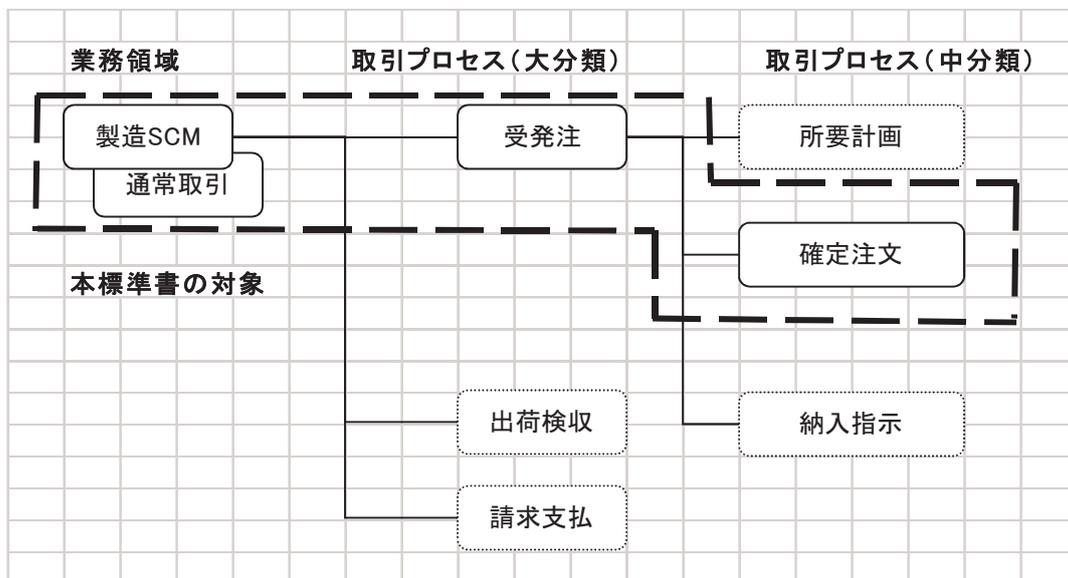
発注者と受注者によって注文内容の確認を行い、両社の合意による注文を確定することで「“もの”の確保（役務提供）」を含めた個別契約の申し込みを明確にすること。

2. 2 業務連携の範囲

わが国製造業サプライチェーンの受発注業務の内、確定注文プロセスを対象の範囲とする。

3. 業務要件

3. 1 業務領域



3. 2 業務要件一覧

要件番号	業務要件	取引プロセス	トランザクション
—	本業務連携定義の対象外とする。	所要計画	
A.1	発注者は契約諸条件の全てを確定し、個別契約の申し込みを行う場合、確定注文情報を発行する。	確定注文	確定注文 トランザクション
A.2	受注者は個別契約の申し込みに対する意思表示として確定注文請け情報を作成する。受発注者間において、全件確定注文請け情報を返信するか条件付き受諾および拒否の場合のみ返信するかを事前に取決める。	確定注文	確定注文請け トランザクション
—	本業務連携定義の対象外とする。	納入指示	

3. 3 業務用語定義

対象業務（確定注文）において、他の業務プロセスとも共通して使用しなければいけない主要な用語を定義する。

発注番号	発注者が付番した、発注を特定する番号。
------	---------------------

3. 4 業務連携要件

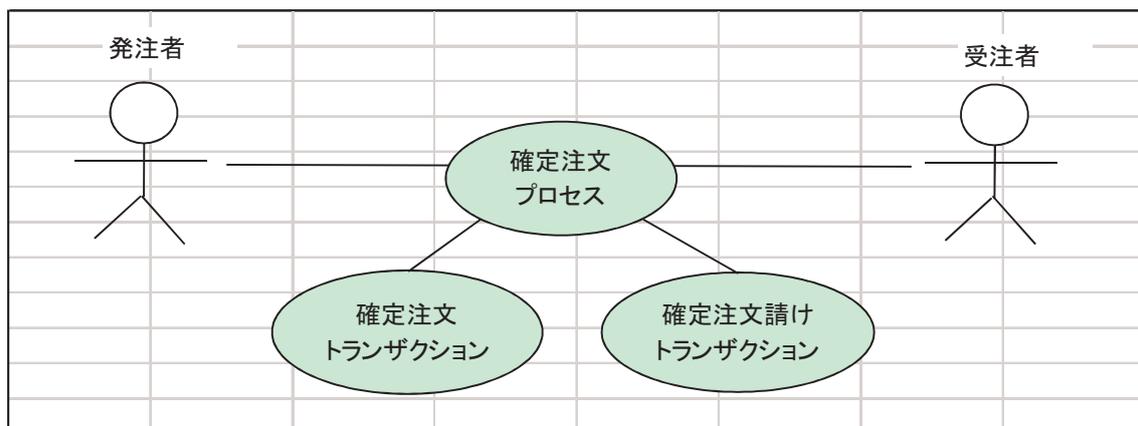
3. 4. 1 ビジネスプロセス定義シート

業務プロセス記述	
概要	
名称	確定注文
説明	発注者と受注者によって注文内容の確認を行い、両社の合意による注文を確定することで「もの」の確保（役務提供）を含めた個別契約の申し込みを明確にする。
詳細	
業務領域	製造 S C M
プロセス領域	確定注文
業務プロセス関係者	発注者／受注者／出荷元企業／納入先企業
業務処理担当者	購買部門（発注者）、営業部門（受注者）
開始と終了	
業務プロセス開始時の条件	発注準備（発注要件の確定と社内承認の完了）
業務プロセス終了時の状態	確定注文請け確認（個別契約の成立）
業務プロセス開始時期	確定注文情報送信
業務プロセス終了時期	確定注文請け情報受信
業務プロセス内の活動	確定注文請け情報に関する運用ルール 1) 受発注者間において、全件確定注文請け情報を返信するか条件付き受諾および拒否の場合のみ返信するかを事前に取決める。

	<p>2) 主な条件付き受諾の対象項目</p> <table border="1"> <tr> <td>項目No.</td> <td>UN01006632</td> <td>UN01005794</td> <td>UN01006632</td> <td>UN01005628</td> </tr> <tr> <td>項目名</td> <td>注文数量単位</td> <td>単価</td> <td>注文数量</td> <td>納入期日</td> </tr> </table> <p>3) 受注者が条件付き受諾の確定注文請け情報を送信した場合、個別契約は成立しない。</p> <p>4) 受注者が条件付き受諾の確定注文請け情報を送信した場合、発注者はその確定注文について変更処理を行わず両者条件調整した結果の内容で再度、確定注文情報を送信する。なお、両者条件調整の結果最初の条件で合意した場合も発注者が再度同一内容の確定注文情報を送信する。</p>	項目No.	UN01006632	UN01005794	UN01006632	UN01005628	項目名	注文数量単位	単価	注文数量	納入期日
項目No.	UN01006632	UN01005794	UN01006632	UN01005628							
項目名	注文数量単位	単価	注文数量	納入期日							
例外処理の説明	確定注文請け情報を返さない場合は、基本契約もしくはEDI 個別契約に沿って判断される。基本的には個別契約が成立してしまうことが多い。										
他業務との関連											
含まれる業務プロセス											
影響を受ける業務プロセス及び業務情報	発注番号で連携される「出荷検収プロセス」および「請求支払いプロセス」が影響を受ける。										

3. 4. 2 ビジネスプロセス・ユースケース図

確定注文ユースケース図

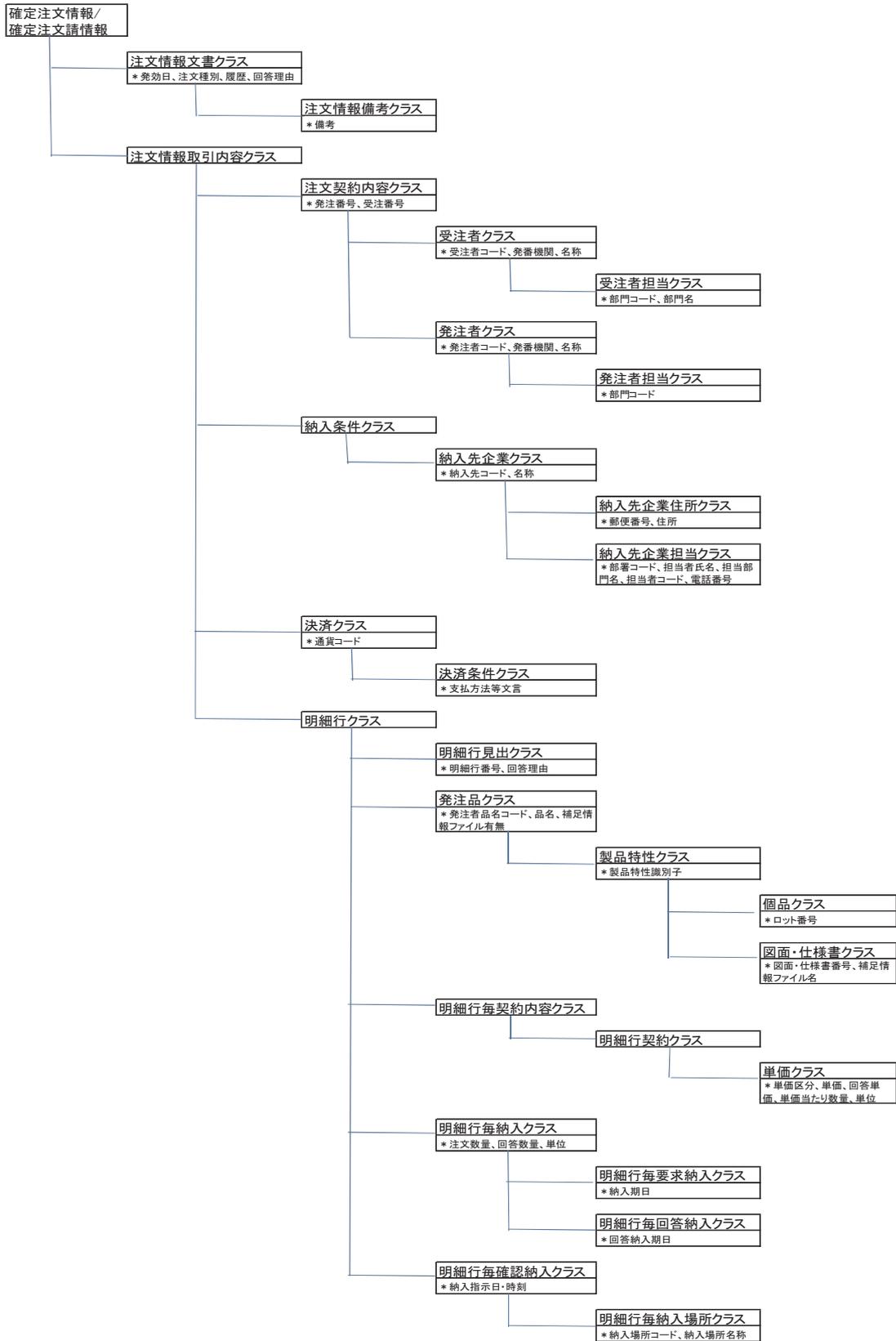


3. 5 業務当事者

本業務連携定義に関与する全ての当事者につき定義する

- ・発注者
物品及び役務提供の注文者
- ・受注者
物品及び役務提供の注文を受ける者
- ・出荷元企業
受注者または、受注者の指示により出荷する者
- ・納入先企業
発注者または、発注者の外注委託先

3. 6 概念データモデル



第3編

業界横断 EDI 仕様 V1.1 情報項目定義表

行 番 号	業界横断EDI仕様情報項目			JAMA/JAMA-JAPIA標準			石化協/CEDI			JEITA/ECALGA標準				ITC/中小企業共通EDI (一般)					
	項目名	項目定義	得票数	JAMA - JAPIA 使用	JAMAで の 項目ID	JAMAで の 項目名	JAMAでの定義	CEDI 使用	CEDIでの 項目ID	CEDIでの 項目名	CEDIでの定義	ECA LGA ID(データ 使用 タグ番号)	ECALGA での項目 ID(データ 番号)	ECALGAI での項目 名	ECALGAでの定 義	中小 企 業 使 用	中小EDIで の項目ID (データタ グ番号)	中小EDIで の項目名	中小EDIでの定 義
1	ヘッダ部 1	注文情報ク ラ ス (項目セット)	受発注段階におい て、受注者・発注者間 で交換される諸々の メッセージを構成する 際に使用する情報項 目からなるクラス。	—															
2	ヘッダ部 2	注文情報文書 クラ ス	注文情報の文書全体 に係る情報からなる クラス。	—															
3	ヘッダ部 3	注文書発効日 または注文請 書発効日	注文または注文請を 行つた日付、または 注文書/注文請書の 書面上の発行日付。	4	○	発注日	注文書・納品書 等の書面上の発 行日	○	127	注文日時	購買発注データ を相手先の連絡 した日 (yyyy- mm- ddThh:mm:ssZ)	○	18103	注文日	注文を行った日 付。	○	注文日	注文日	注文を行った 日付、または注 文書の書面上 の発行日付
5	ヘッダ部 5	注文種別コー ド	注文か注文請かを区 分。	1	○	内示/確 定区分	内示/確定を区 分	○											
7	ヘッダ部 7	発注/受注履 歴番号	注文または受注の変 更履歴を管理する番 号。	1				○	130	注文履歴 番号	購買発注番号 毎の更新履歴 の管理番号								
8	ヘッダ部 8	注文回管理由 コード	注文受諾区分。(注 文通り、納期・単価・ 数量を変更、拒否)																
9	ヘッダ部 9	注文情報備考 クラ ス	注文情報の備考から なるクラス。	—															
10	ヘッダ部 10	備考タイプ	—	—				○	996	発注コメ ント	発注時のコメン トを表記								
11	ヘッダ部 11	備考	参考情報を入力する リリースベース。	2				○	996	発注コメ ント	発注時のコメン トを表記	00263	備考	参考情報を入力 するリリース ベース。	○		備考	参考情報を入力 するリリース ベース。	○
16	ヘッダ部 16	注文情報取引 内容クラ ス	注文情報で伝達され る個別取引の内容に 関する情報からなる クラス。	—															
17	ヘッダ部 17	注文契約内容 クラ ス	注文契約内容に係る 情報からなるクラス。	—															
18	ヘッダ部 18	契約タイプ	—	—															

行番号	ヘッダ/明細	業界横断EDI仕様情報項目			JAMA/JAMA-JAPIA標準			石化協/CEDI			JEITA/ECALGA標準				ITC/中小企業共通EDI(一般)				
		項目名	項目定義	得票数	JAMA-JAPIA使用	JAMAの項目ID	JAMAの項目名	JAMAでの定義	CEDI使用	CEDIの項目ID	CEDIの項目名	CEDIでの定義	ECA LGA ID(データタグ番号)	ECALGAでの項目名	ECALGAでの定義	中小企業使用	中小EDIでの項目ID(データタグ番号)	中小EDIでの項目名	中小EDIでの定義
19	ヘッダ部 発注番号	発注者が付番した、発注を特定する番号。(複数明細がある場合は、明細は「明細行番号」または「明細発注番号」で識別する。)	4	○	注文番号	注文番号 《キー単位で注文(指示を表わす(括弧のもの)》	注文を特定する番号(複数の明細を含む)を《キー単位で注文(指示を表わす(括弧のもの)》	○	124	注文番号	購買発注番号 ※複数明細がある場合は、明細は「購買発注明細番号」項目で管理	○	00007	注文番号	発注者が注文情報に付与した管理番号、一意性を持たせる。	○	注文番号	注文番号	一品一葉注文書において発注者が付番した、発注を特定する一意性を付与した。発注を管理させた管理番号 多品一葉注文書の場合は、明細は「明細行番号」と組み合わせるかまたは「明細発注番号」で識別する
20	ヘッダ部 受注番号	受注者が付番する、受注を特定する番号。	○	○				○											
21	ヘッダ部 受注者クラス	受注者に関する情報からなるクラス。	-																
22	ヘッダ部 当事者タイプ	-	-																
23	ヘッダ部 受注者コード	注文を受ける企業/工場・事業所・事業部門等を表すコード。	4	○	受注者	注文を受ける企業/工場・事業所・事業部門等	注文を受ける企業番号(6桁)およびその営業所・事業所・事業部門等(6桁)を表すコードで企業コードにより示す。	○	451	受注企業コード	受注企業または企業部署名称	○	00005	受注者コード	○	受注者コード	受注者コード	受注者コード管理組織が発行した注文を受ける企業/工場・事業所・事業部門等を識別するコード	
24	ヘッダ部 発注者コード	受注者コードを発した機関の識別コード。(UN/EDIFACT Data element 3055のコードリストを使用する。)	2																
28	ヘッダ部 住所タイプ	-	-																
31	ヘッダ部 受注者担当クラス	受注者の担当(窓口)部署・担当者に関する情報からなるクラス。	-																
32	ヘッダ部 連絡先タイプ	-	-																
33	ヘッダ部 受注部門コード	受注部門を表すコード。	2					○	451	受注企業コード			18031	受注者コード管理組織	○	受注者コード管理組織	受注部門コード	受注部門を示すコード。	

行 番 号	ヘッダ/ 明 細	業界横断EDI仕様情報項目			JAMA/JAMA-JAPIA標準			石化協/CEDI			JEITA/ECALGA標準				ITC/中小企業共通EDI (一般)			
		項目名	項目定義	得票 数	JAMA - JAPIA 使用	JAMAで の 項目ID	JAMAで の 項目名	JAMAでの定義	CEDI 項目ID	CEDIでの 項目名	CEDIでの定義	ECA LGA ID(データ タグ番号)	ECALGA での項目 ID(データ タグ番号)	ECALGAI での項目 名	ECALGAでの定 義	中小 企業 使用	中小EDIで の項目ID (データタ グ番号)	中小EDIで の項目名
35	ヘッダ部	受注部門名	受注部門の名称。	2					450	受注企業 名称	受注企業または 企業・部署名称				○	受注部門 名	受注部門の名 称。	
42	ヘッダ部	発注者クラス	発注者に関する情報 からなるクラス。	-														
43	ヘッダ部	当事者タイプ	-	-														
44	ヘッダ部	発注者コード	注文を行う企業/工 場・事業所・事業部門 等を表すコード。	4	○	発注者	注文を行う企業/ 工場・事業所・事 業部門等	○	396	発注企業 コード		00004	発注者 コード	注文を行う企業 (6桁)およびそ の工場・事業所・ 事業部門等(6 桁)を表すコード で企業コードに より示す。	○	発注者 コード	<発注者コード 管理組織が発 番した注文を行 う企業/工場・ 事業所・事業部 門等を識別す るコード>	
45	ヘッダ部	発注者コード 発番機関	発注者コードを発番し た機関の識別コード。 (UN/EDIFACT Data element 3055のコード リストを使用する。)	2														
46	ヘッダ部	発注者名称	注文を行う企業/工 場・事業所・事業部門 等の名称。	3	○	発注者名	発注者の名称	○	395	発注企業 名称	発注企業または 企業・部署名称	18022	発注者 コード管 理組織	発注者コードを 管理する団体を 示すコード。	○	発注者 コード管 理組織	発注者コードを 管理する団体を 示すコード。	
51	ヘッダ部	発注者担当ク ラス	発注者の担当(窓口) 部署・担当者に関するク ラス。	-														
52	ヘッダ部	連絡先タイプ	-	-														
53	ヘッダ部	発注部門コー ド	発注部門を表すコー ド。	2				○	396	発注企業 コード	原価の責任部門 または納入部門 を示す発注者部 門コード。	00006	発注部門 コード	発注者部門 を示す発注者部 門コード。	○	発注部門 コード	<発注部門を 示すコード>	
66	ヘッダ部	納入条件ク ラス	納入に関する情報か らなるクラス。	-														
67	ヘッダ部	納入タイプ	-	-														
68	ヘッダ部	納入先企業ク ラス	発注者の指示によ り、発注者以外の企 業に発注品を納入す る場合に使用する、 納入先企業に関する 情報からなるクラス。 (製品を直送などで納 入する場合の納入 先。)	-														

行 番 号	ヘッダ/ 明 細	業界横断EDI仕様情報項目				JAMA/JAMA-JAPIA標準				石化協/CEDI				JEITA/ECALGA標準				ITC/中小企業共通EDI (一般)			
		項目名	項目定義	得票 数	JAMA - JAPIA 使用	JAMAで の 項目ID	JAMAで の 項目名	JAMAでの定義	CEDIでの 項目ID	CEDIでの 項目名	CEDIでの定義	ECA LGA ID(データ タグ番号)	ECALGA での項目 ID(データ タグ番号)	ECALGAI での項目 名	ECALGAでの定 義	中小 企業 使用	中小EDIで の項目ID (データタ グ番号)	中小EDIで の項目名	中小EDIでの定 義		
69	ヘッダ部 当事者タイプ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
70	ヘッダ部 納入先コード	納入先の企業/工場・ 事業所・事業部門等 を表すコード。	3	○	納入先	部品納入先の企 業/工場・事業 所・事業部門等	○	506	納入先企 業コード						○	<納入先 コード>		発注者が採番 した納入先企 業の管理番 号。			
71	ヘッダ部 納入先名称	納入先の企業/工場・ 事業所・事業部門等 の名称。	3	○	納入先名 称	納入先の名称	○	505	納入先企 業名称	納入先(工場 等)名称					○	納入先名		<納入先の企業 名を示す>			
72	ヘッダ部 納入先住所クラス	納入先企業の住所情 報からなるクラス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
73	ヘッダ部 住所タイプ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
74	ヘッダ部 納入先郵便番 号	納入先の郵便番号。	2	-				2	納入先郵 便番号	郵便番号					○	<納入先 郵便番号>		<納入先の郵便 番号を示す>			
75	ヘッダ部 納入先住所	納入先の住所。	2	-				2	納入先住 住所	納入先住所。全 角文字を編集					○	<納入先 住所>		<納入先の住所 を示す>			
77	ヘッダ部 納入先企業担 当クラス	納入先企業の担当 (窓口)部署・担当者 に関する情報からな るクラス。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
78	ヘッダ部 連絡先タイプ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
79	ヘッダ部 納入先担当部 署コード	納入先の発注品担当 部署のコード。	3	○	手配担当	発注者の部品手 配担当。また、納 入先の部品手配 担当を表わすこ ともある	○	506	納入先企 業コード						○	納入先部 署コード		<納入先企業の 部署を表すコー ド>			
80	ヘッダ部 納入先担当者 氏名	納入先の発注品担当 者の氏名または担当 者を表す名称・呼称。	3	○	手配担当	発注者の部品手 配担当。また、納 入先の部品手配 担当を表わすこ ともある	○	508	納入先担 当者名称	製品納入先の 担当名称					○	<納入先 担当名>		<納入先企業の 担当名を示す>			
81	ヘッダ部 納入先担当部 門名	納入先の担当部門の 名称。	2	-				2	納入先企 業名称	納入先(工場 等)名称					○	納入先部 署名		<納入先企業の 部署を表す名 称>			
82	ヘッダ部 納入先担当者 コード	納入先の発注品担当 者のコード。	1	○	手配担当	発注者の部品手 配担当。また、納 入先の部品手配 担当を表わすこ ともある	○														

行番号	ヘッダ/明細	業界横断EDI仕様情報項目			JAMA/JAMA-JAPIA標準			石化協/CEDI			JEITA/ECALGA標準				ITC/中小企業共通EDI(一般)					
		項目名	項目定義	得票数	JAMA-JAPIA使用	JAMAでの項目ID	JAMAでの項目名	JAMAでの定義	CEDI使用	CEDIでの項目ID	CEDIでの項目名	CEDIでの定義	ECA LGA使用	ECALGA ID(データタグ番号)	ECALGAIでの項目名	ECALGAでの定義	中小企業使用	中小EDIでの項目ID(データタグ番号)	中小EDIでの項目名	中小EDIでの定義
83	ヘッダ部	納入先担当電話番号クラス	納入先担当の電話番号からなるクラス。	-																
84	ヘッダ部	通信タイプ	-	-																
85	ヘッダ部	納入先電話番号	納入先の電話番号。	2					○	510	納入先担当番号	○				○		<納入先電話番号>	<製品名を送る場合の納入先の電話番号。>	
96	ヘッダ部	決済クラス	決済条件および金額等の情報からなるクラス。	-																
97	ヘッダ部	決済タイプ	-	-																
98	ヘッダ部	決済通貨コード	決済通貨を表すコード。円建て・ドル建て・ユーロ建てなど。使用する。(ISO 4217を使用する。例: JPY, USD, EUR など) * 省略時は日本円と見なす。	1									○	000281	通貨コード	通貨種別を表す。				
99	ヘッダ部	決済条件クラス	決済条件に関する情報からなるクラス。	-																
100	ヘッダ部	支払条件タイプ	-	-																
102	ヘッダ部	支払方法等文言	商取引上の支払方法等に関する文言。	2	○	支払方法等文言	支払方法等に関する文言。	○	364	支払条件テキスト	支払条件が識別できる文字テキストを補完									
111	明細部	明細行クラス	明細行に記載される情報からなるクラス。	-																
112	明細部	明細行タイプ	-	-																
113	明細部	明細行見出し	明細行の見出しとなる情報(行番号、備考等)からなるクラス。	-																
114	明細部	文書行タイプ	-	-																

行番号	ヘッダ/明細	業界標準EDI仕様情報項目			JAMA/JAMA-JAPIA標準			石化協/CEDI			JEITA/ECALGA標準			ITC/中小企業共通EDI(一般)				
		項目名	項目定義	得票数	JAMA-JAPIA使用	JAMAでの項目ID	JAMAでの項目名	JAMAでの定義	CEDI使用	CEDIでの項目ID	CEDIでの項目名	CEDIでの定義	ECA LGA ID(データタグ番号)	ECALGAでの項目名	ECALGAでの定義	中小企業使用	中小EDIでの項目ID(データタグ番号)	中小EDIでの項目名
115	明細部	明細行番号	明細行を識別する番号。	3	○	注文明細番号	注文情報の明細毎に付ける番号(個々の注文を特定するもの。個別注文単位)	○	670	明細行番号	メッセージで付与される明細行の連続番号。「1」から連番	○			○		注文行番号	複数注文明細書の特記事項を管理番号。明細行番号と注文行番号との複合キーによりケースと利用する。明細行毎にユニークな明細注文番号を付与する。スや一品一葉注文書の場合は使用しない。
116	明細部	注文回答理由コード	明細別注文受託区分。(注文通り、納期・単価・数量を変更、拒否)															
119	明細部	発注品クラス	発注品に関する情報からなるクラス。	—														
120	明細部	製品タイプ	—	—														
122	明細部	発注者品名コード	発注者が付番した。発注品を特定する番号。	4	○	部品番号	発注者が部品等の品目を特定するために設定した番号	○	675	製品コード		○	00024	発注者品名コード●	発注者が採番した発注品の管理番号。	○	発注者品名コード	発注者が採番した発注品の管理番号。
124	明細部	品名	発注品の品名・名称。	3	○	部品名称	部品等の名称	○	676	製品名称	製品名称。発注企業の商品名称を補完		C00142/00262	品名(品名仕様)(漢字)●	一般的製品名称。	○	品名	注文品の品名・名称
126	明細部	補足情報ファイル有無区分	補足情報ファイル(図面・仕様書など)の有無を表すコード。	2									C00361/18856	補足情報ファイル有無区分	補足情報ファイルの有無を示すコード。	○	補足情報ファイル有無区分	補足情報の有無を示すコード。
127	明細部	製品特性クラス	製品の特性に関する情報からなるクラス。	—														
128	明細部	製品特性タイプ	—	—														

行 番 号	ヘッダ/ 明細	業界横断EDI仕様情報項目			JAMA/JAMA-JAPIA標準			石化協/CEDI			JEITA/ECALGA標準				ITC/中小企業共通EDI (一般)					
		項目名	項目定義	得票数	JAMA - JAPIA 使用	JAMAで の 項目ID	JAMAで の 項目名	JAMAでの定義	CEDI 使用	CEDIでの 項目ID	CEDIでの 項目名	CEDIでの定義	ECALGA での項目 ID(データ タグ番号)	ECALGAI での項目 名	ECALGAでの定 義	中小 企業 使用	中小EDIで の項目ID (データタ グ番号)	中小EDIで の項目名	中小EDIでの定 義	
129	明細部	製品特性識別子	このクラスで記述する製品特性が何であるかを指定するコードまたは特性の名称。(色、材質、規格、寸法、形状、など。)																	
144	明細部	個品クラス	発注品の個品に関する情報からなるクラス。	-																
145	明細部	個品タイプ		-																
146	明細部	ロット番号	受注者が付番する製造ロット番号。	2					○	695	ロット番号						○	受注者製造ロット番号	受注者の製品製造ロット番号	
147	明細部	図面・仕様書クラス	図面・仕様書に関する情報からなるクラス。	-																
148	明細部	引用文書タイプ		-																
149	明細部	図面・仕様書番号	発注者が受注者に提示する図面・仕様書等の管理番号。	2					○	C00149/00173	図面・仕様書番号							○	図面・仕様書番号	発注者が受注者に提示する図面・仕様書等の管理番号。
150	明細部	補足情報ファイル名	補足情報のファイル名称を表す。	2					○	C00362/18857	補足情報ファイル名							○	補足情報ファイル名	補足情報のファイル名称を表す。
151	明細部	明細行毎契約内容クラス	明細行毎の契約内容に関する情報からなるクラス。	-																
152	明細部	明細行契約クラス		-																
164	明細部	単価クラス	発注品の単価に関する情報からなるクラス。	-																
165	明細部	価格タイプ		-																
166	明細部	単価区分	単価が確定単価か仮単価か暫定単価か単価未定かを表すコード。	2					○	00014	単価区分							○	単価区分	単価が確定単価か未定単価かを示すコード。

行番号	ヘッダ/明細	業界横断EDI仕様情報項目				JAMA/JAMA-JAPIA標準				石化協/CEDI				JEITA/ECALGA標準				ITC/中小企業共通EDI(一般)			
		項目名	項目定義	得票数	JAMA-JAPIA使用	JAMAの項目ID	JAMAの項目名	JAMAでの定義	CEDI使用	CEDIの項目ID	CEDIの項目名	CEDIでの定義	ECA LGA ID(データタグ番号)	ECALGAでの項目名	ECALGAでの定義	中小企業使用	中小EDIの項目ID(データタグ番号)	中小EDIでの項目名	中小EDIでの定義		
167	明細部	単価	発注品1単位あたりの価格。	4	○	単価	単価(型の場合は型総額)	○	850	注文単価	S9999999999.9 9(S11.2)	00013	単価●	製品1単位当たりの価格。	○		単価	製品1単位当たりの価格。			
NEW	明細部	回答単価	発注品1単位あたりの回答価格。																		
169	明細部	単価	単価表示の基礎となる数量。	1	○			○	854	単価当り数量	99999										
170	明細部	単価	単価表示の基礎となる数量の単位。	1	○			○	855	単価当り数量単位	[KGM]等										
176	明細部	明細行毎納入クラス	明細行毎の納入に関する情報からなるクラス。	-																	
177	明細部	明細行納入タイプ		-																	
178	明細部	注文数量	発注品の注文数量。	4	○	注文数	当該部品の注文(内示、確定)数量	○	689	注文数量	数量。 S9999999999.99 9(S10.3)	00015	注文数量●	受注者に対する注文数量。	○		注文数量	受注者に対する注文数量			
NEW	明細部	回答数量	注文請の回答数量。																		
179	明細部	注文数量単位	注文数量の単位。	3	○			○	690	注文数量単位	[KGM]等	00012	単位●	数量を表す基準を示すコード。	○		単位	<数量を表す基準を示すコード、又は単位名>			
185	明細部	明細行毎要求納入作業クラス	明細行毎の、発注者から要求された納入作業に関する情報(納入日時など)からなるクラス。	-																	
186	明細部	実施作業タイプ		-																	
187	明細部	納入期日	発注者から受注者に提示する、発注品の納入期日/時刻、または納入希望日。	3	○			○	700	希望納期	YYYY-mm-ddT00:00:00Z (日付部分のみ設定) 時間は、「発注コメント」欄で指定 1品目複数納期は、希望納期を複数編集	18104	納期●	製品の納入期日。	○		納期	<製品の納入期日、または納入希望日>			

行 番 号	ヘッダ/ 明細	業界横断EDI仕様情報項目			JAMA/JAMA-JAPIA標準			石化協/CEDI			JEITA/ECALGA標準			ITC/中小企業共通EDI (一般)					
		項目名	項目定義	得票 数	JAMA - JAPIA 使用	JAMAで の 項目ID	JAMAで の 項目名	JAMAでの定義	CEDI 使用	CEDIでの 項目ID	CEDIでの 項目名	CEDIでの定義	ECALGA での項目 ID(データ タグ番号)	ECALGAI での項目 名	ECALGAでの定 義	中小 企業 使用	中小EDIで の項目ID (データタ グ番号)	中小EDIで の項目名	中小EDIでの定 義
NEW	明細部	明細行毎回答 納入作業クラ ス	明細行毎の、受注者 から回答された納入 作業に関する情報 (納入日時など)から なるクラス。																
NEW	明細部	実施作業タイ プ	-																
NEW	明細部	回答納入期日	受注者から発注者に 提示する、発注品の 回答納入期日/時 刻、または回答納入 希望日。																
188	明細部	明細行毎確認 納入作業クラ ス	明細行毎の、当事者 間で確認された納入 作業に関する情報 (納入日時など)から なるクラス。	-															
189	明細部	実施作業タイ プ	-																
190	明細部	納入指示日/ 時刻	発注者と受注者との 間で、発注以前に合 意・確認されている納 入日付/時刻。	1			納入指示 日/時刻	発注者が受注者 に提示する納入 日付/時刻											
191	明細部	明細行毎納入 場所クラス	明細行毎の納入場所 に関する情報からな るクラス。	-															
192	明細部	物流拠点等所 在地タイプ	-																
193	明細部	納入場所コー ド	納入場所または受渡 場所を示すコード。	3			納入場所	納入先の最初 に受け入れる場 所。工場の入口 等に相当する。				○	C00167/0 0028	●	○	○	○	○	○
194	明細部	納入場所名称	納入場所または受渡 場所の名称。	2			納入場所 名称	納入場所の名称					●	○	○	○	○	○	○

第4編

業界横断 EDI 仕様 V1.1 ソリューションガイドライン

業界横断 EDI 仕様 V1.1
ソリューションガイドライン

平成 24 年 3 月
次世代 EDI 推進協議会

はじめに

企業のグローバル化や製品のモジュール化の進展などに伴い、従来の「すり合わせ型」ピラミッド構造から「モジュール型」メッシュ構造へと変革し、セットメーカーなどの販売先と部品メーカーなどの調達先が対等な立場で連携することが、新しい付加価値を顧客に提供する上で不可欠なものとなりつつあります。このため、業種や事業規模が異なる数多くの企業が共通で情報連携が行えるビジネスインフラ（EDI プラットフォーム）の構築が求められています。

しかし、EDI の利用の現状をみると、ある程度以上の規模の企業は業界内で標準 EDI による企業間連携を実現しているものの、業界により異なる標準 EDI を採用してきたため、中小企業への普及や、複数の業界標準に準拠した EDI に対応する際に要する労力を削減できる情報交換、国際標準の EDI 辞書（国連 CEFAC コア構成要素辞書）に準拠した EDI 利用等はあまり進んでいません。このため、我が国企業の情報連携基盤は、上記の世界レベルの産業構造変革に対応できるとは決していえない状況となっております。

次世代 EDI 推進協議会（JEDIC）は、業界団体会員と企業賛助会員の協力のもとに、現在の業界標準 EDI を土台として、中小企業への EDI 普及（健全性）、複数の業界標準に準拠した EDI に対応する（業際性）、そして国際標準の EDI 辞書（国連 CEFAC コア構成要素辞書）に準拠（国際性）できるビジネスインフラを普及するべく、業界横断 EDI の構築にあたって対応するべき、あるいは対応することが望ましい項目について本ガイドラインにまとめました。

なお、以降に出てくる説明は、業界横断 EDI 仕様の策定に先行して提供してきた異なる業界にある企業間の EDI の運営・利用各社（ASP 事業者・発注者・受注者）におかれましても、業界横断 EDI 仕様に対応したシステムの新規開発あるいはバージョンアップ等の際に、本ガイドラインに沿って対応して頂きたいと考えています。

本ガイドラインに沿った業界横断 EDI 仕様に対応したシステムが構築されることで、相互接続性を確保し、健全な EDI インタフェースを確保し、受発注者双方の業務処理が円滑に行われ、企業間取引のさらなる効率化が推進されることを期待しています。

目次

1. 業界横断 EDI 仕様 V1.1 の利用にあたって.....	- 4 -
2. 本ガイドラインの目的.....	- 5 -
3. 業界横断 EDI の情報伝達の流れ.....	- 7 -
4. ASP サービス（ファイル転送型 EDI、Web-EDI）.....	- 10 -
4.1 情報種と情報項目.....	- 10 -
4.2 トランスレータ.....	- 10 -
4.3 伝送手段.....	- 10 -
4.4 データ送受信.....	- 10 -
4.5 Web 画面インターフェース.....	- 10 -
4.6 サービス提供時間.....	- 10 -
4.7 業界横断 EDI 対応 ASP サービスのデータ連携の例.....	- 11 -
5. ASP 間連携.....	- 13 -
5.1 業界横断 EDI メッセージの送受信.....	- 13 -
5.2 振り分け機能.....	- 14 -
5.3 接続仕様.....	- 15 -
5.4 送達確認(Acknowledgement).....	- 15 -
5.5 責任分界点.....	- 16 -
6. 業務パッケージ.....	- 17 -
6.1 情報種と情報項目.....	- 17 -
6.2 画面.....	- 17 -
7. トランスレータ.....	- 18 -
7.1 メッセージ変換機能.....	- 18 -
7.2 変換定義情報.....	- 19 -
7.3 チェック機能.....	- 20 -
8. ファイルフォーマット.....	- 21 -
9. 利用者が利用しやすい業界横断 EDI 仕様に対応したシステムの前提条件.....	- 22 -
9.1 ネットワーク.....	- 22 -
9.2 通信ソフトや OS・ブラウザのバージョンアップ対応.....	- 22 -
9.3 セキュリティ.....	- 22 -
9.4 個別契約の取扱いについて.....	- 22 -
9.5 データ保存期間.....	- 22 -
(附表) チェックリスト.....	- 23 -

1. 業界横断 EDI 仕様 V1.1 の利用にあたって

業界横断 EDI 仕様 V1.1 は、望ましい業界標準 EDI の業際性要件を実現するためのリファレンスである。本仕様には、項目名とその意味、および各業界(自動車業界、石油化学業界、電気電子業界など)との項目のマッピングが記載されている。本仕様を活用した EDI を実装するために、項目の桁数、項目の属性(文字型、数値型、日付型、など)、コード体系、必須か任意か、ヘッダ情報、情報表現、運用手順を含めて定義していく必要がある。その際、各業界での業界標準 EDI を基にして、業界間(標準 EDI 間)での相互接続性を確保するように推進していく必要がある。

2. 本ガイドラインの目的

EDI とは、異なる企業間で商取引のためのデータを、通信回線を介して標準的プロトコル（ビジネスプロトコル・通信プロトコル）を利用しコンピュータ間で交換することを意味している。

各業界においては、業界標準の EDI を策定することで、EDI の普及を推進してきた。しかし、上述したメッシュ構造への変化から、複数の業界標準に準拠した EDI を扱うことが必要になり、標準化が必要になっている。

本ガイドラインは、ビジネスプロセスをシームレスに繋ぐことでユーザ企業の業務改善に貢献することを狙いとしており、

- ・複数の業界標準に準拠した EDI においては、商習慣や EDI メッセージが異なっており、EDI メッセージを社内システムへ取り込んだり、回答を作成するなどの再利用がしづらい。
- ・発注者毎の EDI インターフェースへの対応という受注者側処理が複雑である。

という問題を解決するためのガイドライン提示を主な目的とする。

トランスレータ、ASP サービス、業務パッケージに対して、相互運用性を確保し、健全な EDI インタフェースを提供するためのガイドラインとして提示する。

（1）相互運用性の確保

EDI 等企業間情報連携のためには、図 2-1 に示す 5 つの側面ごとの相互運用性が必要である。

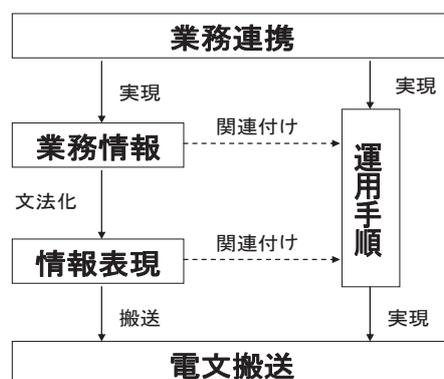


図 2-1 EDI フレームワーク

(注) 従前の「ビジネスプロトコル」は、業務連携・業務情報・情報表現を言い、「通信プロトコル」は運用手順・電文搬送に相応する。

① 業務連携

業務連携側面では、企業間で合意した事業目的を遂行する手順（プロセス）と、企業間で交換する業務文書を規定する。

② 業務情報

業務情報側面では、業務連携側面で定義された業務文書につき、当該文書を構成する全ての情報項目を定義する。

③ 情報表現

情報表現側面では、業務情報側面で定義された情報項目を、コンピュータで処理可能な構文規則によって記述表記する。

④ 運用手順

運用手順側面では、電文搬送が、業務連携で定義された情報交換の順序とタイミングに従い、企業間で取り決めた信頼性とセキュリティレベルに従って運用されるための緒元を規定する。

⑤ 電文搬送

電文搬送側面では、物理的なネットワーク上で、企業間で合意した電文搬送サービスを選定し、サービスを規定する緒元を設定する。

(2) 健全な EDI インターフェースの提供

複数の発注者と EDI を実施している受注者の場合、アクセスする EDI サイトが発注者ごとに異なったり、Web-EDI 画面が異なったりするなど、発注者ごとの EDI インターフェースへ対応という受注者側処理の複雑さを招いている。

JEDIC では、複数の発注企業と同じ操作で EDI を実施できるという意味で健全な EDI インターフェースを検討し、負担軽減を目指している。

3. 業界横断 EDI の情報伝達の流れ

業界横断 EDI における情報伝達の流れ(①～⑬)を下図に示す。

本ガイドラインは、トランスレータ、ASP サービス、業務パッケージを中心に記載する。

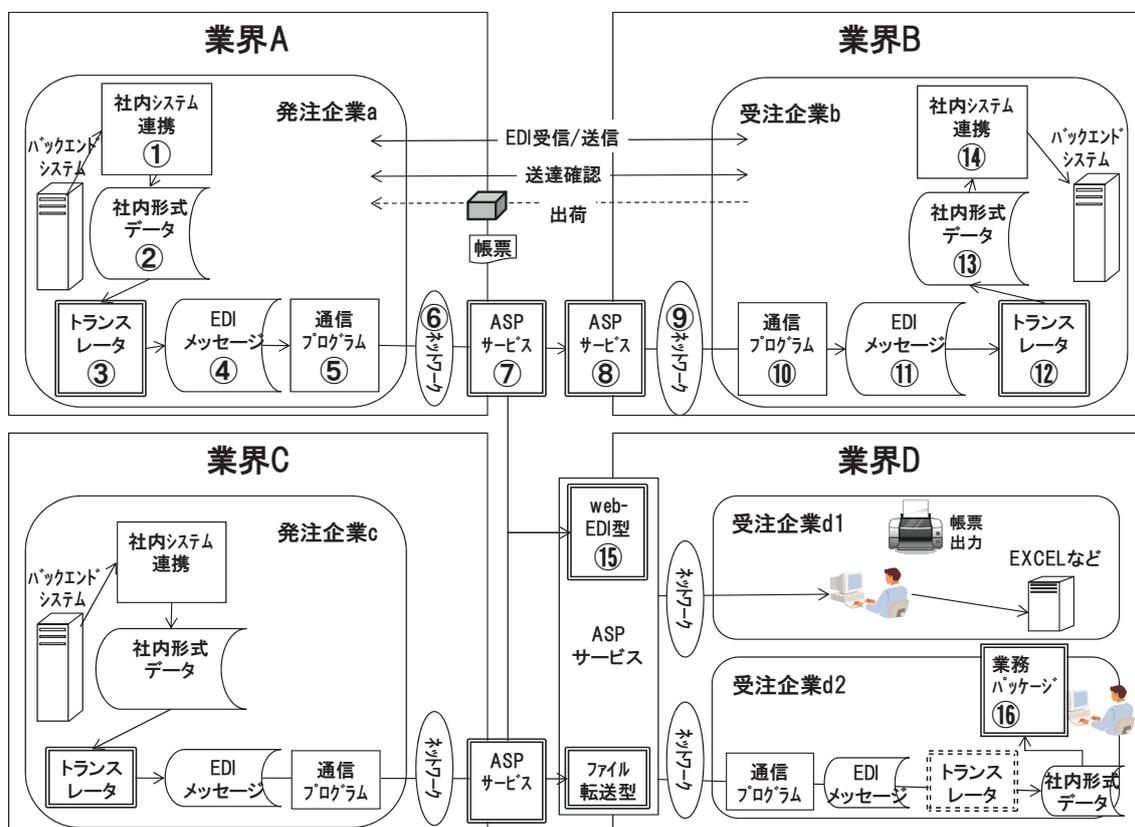


図 3 - 1 業界横断 EDI 概要図

下記に示す業界横断 EDI における一般的な受発注業務フローにおいて、本ガイドラインでは (1) (2) (3) を中心に記載する。

(1) EDI 受信/送信

ユーザと ASP の間で送受信 (⑤と⑦、⑧と⑩) したり、ASP 間で送受信 (⑦と⑧) する。ASP サービスにはファイル転送サービスと WEB-EDI サービスがある。(⑮)

(2) 送達確認

送信したドキュメントが相手に届いたかを確認する (⑤～⑩)。

(3) トランスレータ

社内システムから抽出したデータ (②) を取引先へ送信する EDI メッセージ (④) へ変換 (③) する場合と、取引先から受信した EDI メッセージ (⑪) を社内形式データ (⑬) へ変換 (⑫) する場合がある。

ASP のサービスレベルにより、受注企業がトランスレータレスで社内形式データを活用することも可能である。

(4) 社内システム連携

社内システムから EDI 用のデータを抽出したり (①)、相手からの受信したメッセージを社内システムへ反映したり (⑭) する。

(5) 業務処理 (売掛管理、出荷処理など)

社内システムや業務パッケージ (⑯) を利用して、売掛や出荷状況などを管理する。

上記で述べた ASP サービス (⑦と⑧と⑮) については、多くの ASP が備えていると思われる下記の機能を前提とする。

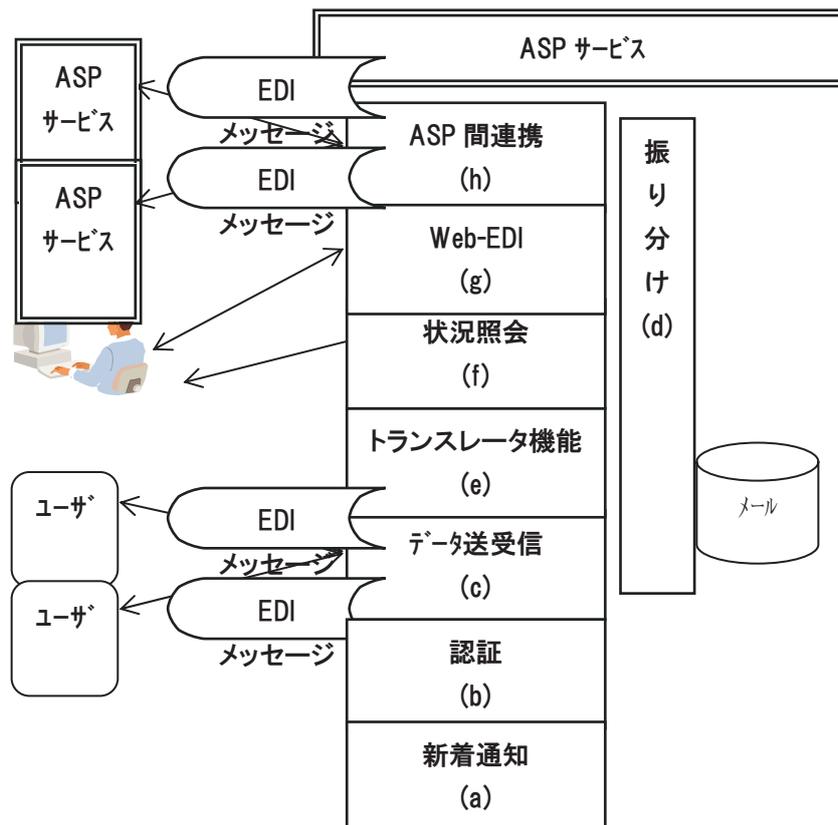


図3-2 ASPサービス機能

(6) 新着通知 (a)

メッセージが発生したことを相手に知らせる (e-mail による通知など)。

(7) 認証 (b)

正しい相手と EDI を実施しているかを認証する (ログインとパスワードなど)。

(8) データ送受信機能 (c)

ASP ユーザが EDI メッセージを送信 (アップロード) したり、受信 (ダウンロード) したりする機能。ユーザインターフェースとしては、ファイル転送型と Web-EDI 型が普及している。

(9) 振り分け機能 (d)

ASP が受信した EDI メッセージを宛先となるユーザのメールボックスへ格納する機能。

本処理において、送信者または受信者の情報が正しくない (どちらかの情報が存

在しない) 場合は、ASP にて振り分けエラーとなる。

(10) トランスレータ機能 (e)

EDI メッセージの宛先となるユーザが認識できるメッセージ形式へ変換する機能。ASP サービスレベルにより、ユーザ側がトランスレータレスとなることも可能。

(11) 状況照会機能 (f)

送信したメッセージを相手が受信したか、あるいは自分宛の未受信の EDI メッセージが存在するかなどを確認する。状態としては、
未配信 (ユーザのメールボックスに登録済)、
配信済 (ユーザが受信済)
などがある。

更に ASP 間連携の場合は、

他社 ASP へ転送済、
他社 ASP ユーザのメールボックスに登録済、
他社 ASP ユーザが受信済

などがある。

確認の手段としては、Web などの手段が普及している。

(12) Web-EDI 機能 (g)

Web 画面を利用した EDI 機能。ASP ユーザの IT 事情に応じて、ファイル転送型と Web-EDI から選択できることが多い。

受注企業は Web-EDI 利用であっても、発注企業はファイル転送型である場合が多い。この場合、下記に述べる ASP 間連携機能を活用すれば、他 ASP に接続する発注企業からの EDI メッセージも、同じ Web 画面を利用することができる。

(13) ASP 間連携機能 (h)

他 ASP を利用している取引先との EDI を可能にするため、ASP 同士が連携する機能であり、後述の章にて詳細に記載する。

上記 (6) ~ (13) 以外にも ASP として必要な機能はあるが、本ガイドラインでは業界横断 EDI として特に必要な機能に特化して、以下記載していくこととする。

4. ASP サービス（ファイル転送型 EDI、Web-EDI）

本章では、ASP サービスのユーザ向けサービスを対象とする。サービス形態としては、ファイル転送型 EDI、および Web-EDI を想定する。

4.1 情報種と情報項目

取り扱う EDI 情報種と情報項目（名称等）は、業界横断 EDI 仕様「情報項目定義」を参照してメッセージを定義し、メッセージ仕様を明確にしなければならない。

4.2 トランスレータ

業界横断 EDI 仕様以外のメッセージを業界横断 EDI 仕様「情報項目定義」を参照して定義したメッセージへ変換する機能を有するべきである。本機能の内容は「6. トランスレータ」を参照。

変換可能な情報種、および対応可能な業界標準 EDI 方式については明記すべきである。

4.3 伝送手段

ユーザと ASP との間の通信プロトコルや通信ソフトについては、利用可能な範囲を明示しなければならない。

（例）

通信プロトコル : ebMS、全銀 TCP/IP、RNIF、HTTPS 等

通信ソフト : ASP 提供ツール、業界団体提供ツール等

4.4 データ送受信

複数の取引先（発注企業または受注企業）からの EDI メッセージを 1 インターフェース¹（同じ伝送手段）で受信する機能を提供しなければならない。

複数の取引先（発注企業または受注企業）への EDI メッセージを 1 インターフェース（同じ伝送手段）で送信する機能を提供しなければならない。

4.5 Web 画面インターフェース

複数の取引先（発注企業または受注企業）からの EDI メッセージを 1 インターフェース（同じ画面）で参照、受信、送信する機能を提供しなければならない。

4.6 サービス提供時間

ASP 稼動時間（無停止、保守時間帯設定あり等）について、利用者に明示しなければならない。

他 ASP と連携する場合は、利用者の業務への影響を考慮し、その接続仕様（接続タイミング等）について、利用者に説明するべきである。

¹ 1 インターフェースとは、複数の発注企業または取引先からの EDI メッセージを、同じ伝送手段と「同じ情報種/情報項目」で受信できることである。社内システムへの連携機能が共通化できるかについては、別途確認する必要がある。

4.7 業界横断 EDI 対応 ASP サービスのデータ連携の例

下記のデータ連携の例を示す。図 3-1 における EDI メッセージ (④⑩) と、ASP サービス (⑦⑧) と、図 3-2 におけるトランスレータ機能(e)に特化して図示した。

(1) ASP 単独連携の例を示す。業界横断 EDI メッセージ²への対応が必要である。

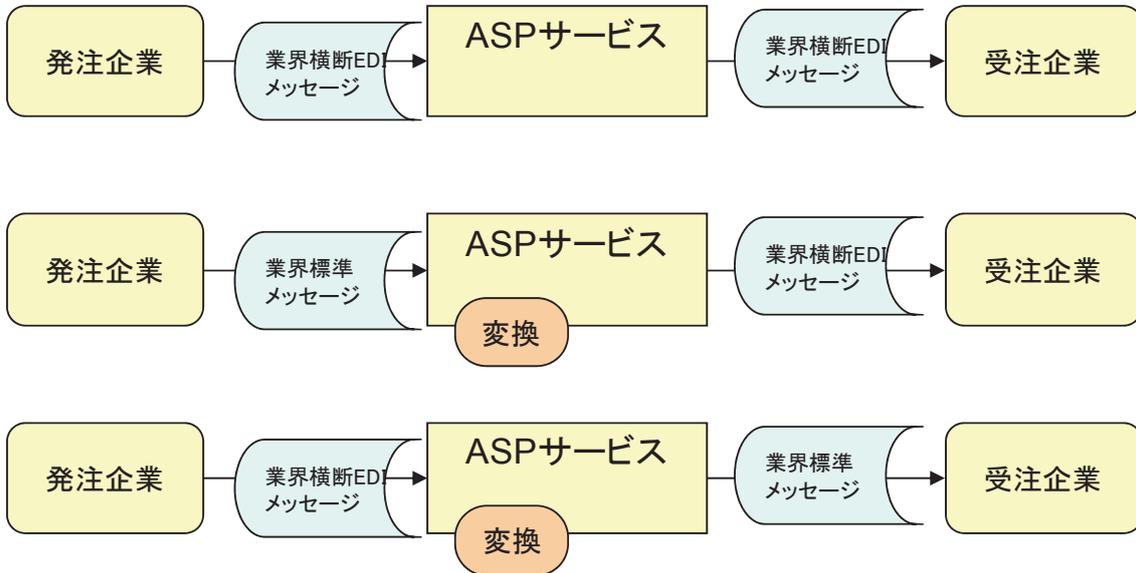


図 4-1 ASP 単独連携例 (望ましい形態)

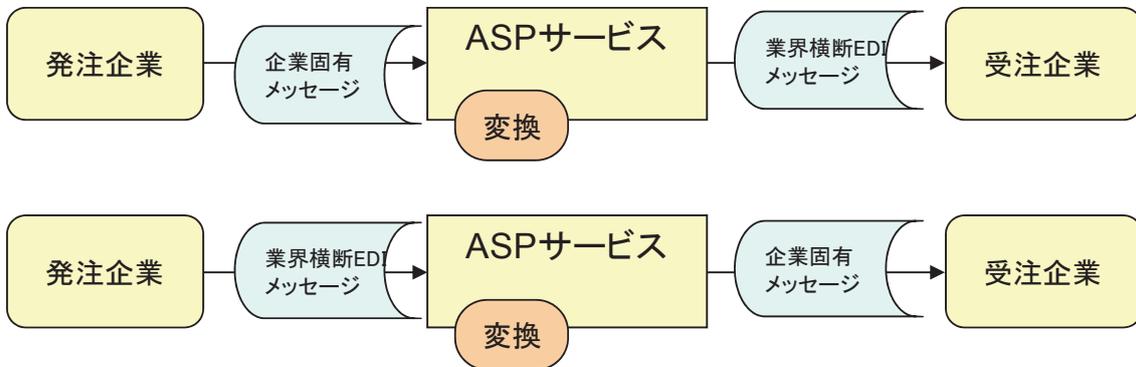


図 4-2 ASP 単独連携例 (ASP 支援により可能な形態)

(注 1) 固有メッセージの記載について

EDI として固有メッセージの交換を推奨しているわけではない。ただし、ユーザの IT 事情により、社内システムや業務パッケージなど固有形式への変換機能を ASP が支援することもあるため、記載した。

(注 2) 両者(発注企業と受注企業)とも固有メッセージの場合を記載していない点について

図には業界横断 EDI 仕様 V1.1 を活用するパターンを記載した。両者とも固有メッセージのパターンでは業界横断 EDI 仕様 V1.1 を活用しないと思われるため記載していない。

² 業界横断 EDI メッセージとは、業界横断 EDI 仕様「情報項目定義」を参照して定義された情報種を特定シンタックスで表現したものである。

(2) ASP 間連携の例を示す。

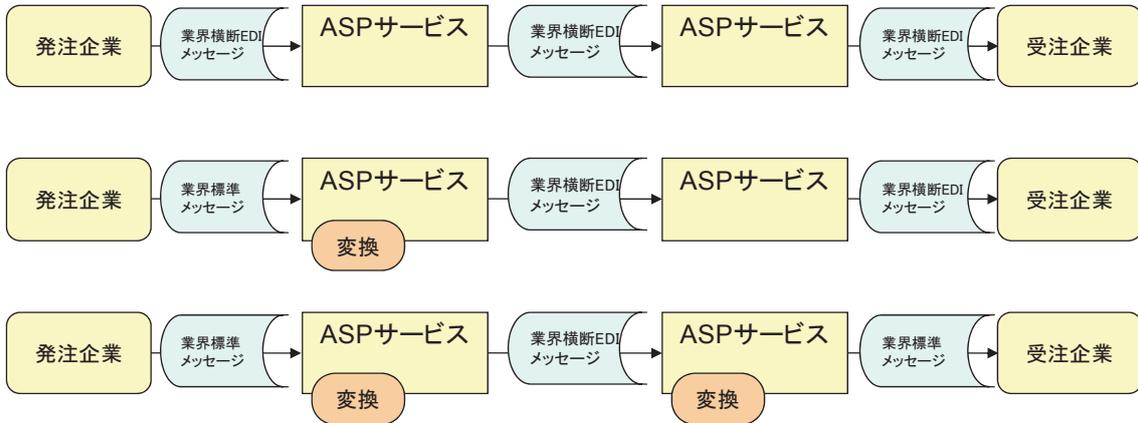


図 4-3 ASP 間連携例 (望ましい形態)



図 4-4 ASP 間連携例 (ASP 支援により可能な形態)

5. ASP 間連携

5.1 業界横断 EDI メッセージの送受信

ASP 間連携機能をサポートする業界横断 EDI 対応 ASP は、異なる ASP から送信された業界横断 EDI メッセージを受信してサービス利用者に配信する機能を提供しなければならない。

また、サービス利用者が送信する EDI メッセージの宛先が、異なる ASP のサービス利用者である場合、その ASP に対して業界横断 EDI メッセージを送信する機能を提供しなければならない。

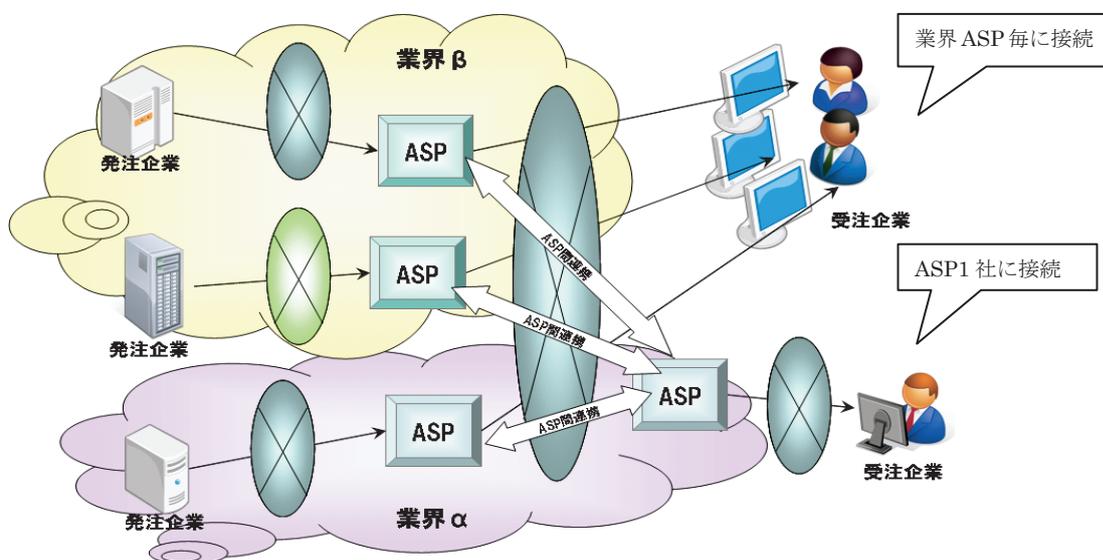


図 5-1 ASP 間連携による 1 インターフェースでの複数業界からの受注イメージ

5.2 振り分け機能

ASP 間連携機能をサポートする業界横断 EDI 対応 ASP は、業界横断 EDI メッセージに付与するヘッダ情報等により、そのあて先 (ASP や利用ユーザ) を特定できるべきである。

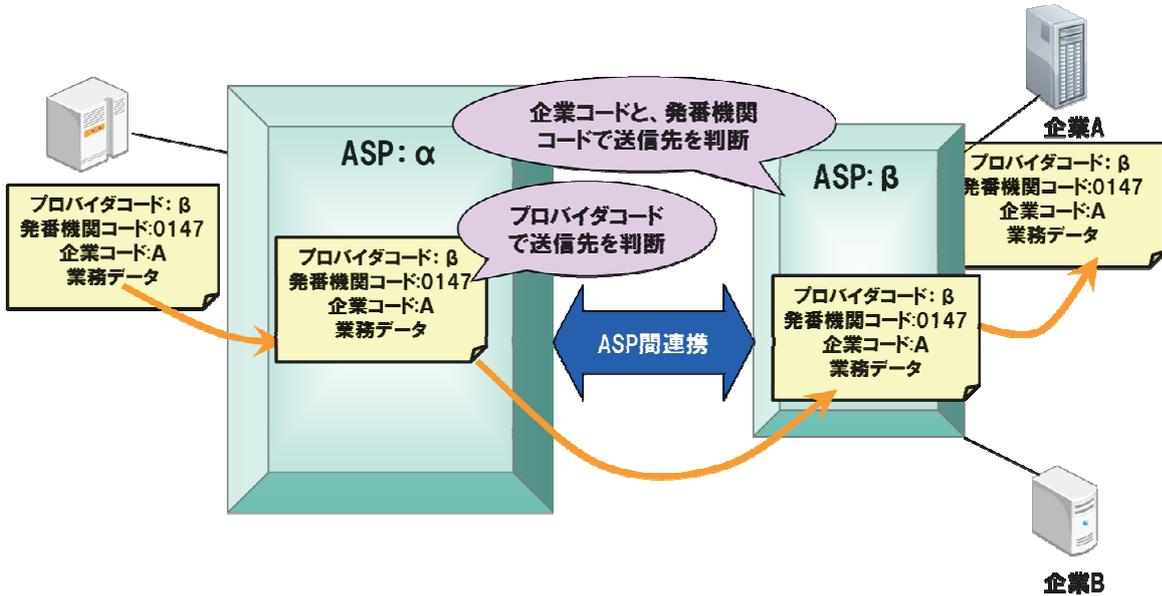


図5-2 ドキュメントヘッダを用いた ASP ベンダーや利用ユーザの特定イメージ

以下は、電気電子業界の EDI 標準 (JEITA/ECALGA) におけるヘッダ情報と項目説明の抜粋である。本ガイドライン執筆時点で、業界横断 EDI のヘッダ情報項目は国連 CEFAC にて検討中の為、ヘッダ情報を想定頂く上での参考情報として記載する。

```

<JBABDH>
  <JBAC00001>
    <JBA1 8040>JST</JBA1 8040>
    <JBA1 8041>20110125</JBA1 8041>
    <JBA1 8042>210623</JBA1 8042>
  </JBAC00001>
  <JBAC00002>
    <JBA1 8014>106010BS0001</JBA1 8014>
    <JBA1 8015>0147</JBA1 8015>
    <JBA1 8016>106010166509</JBA1 8016>
    <JBA1 8017>106010BC0001</JBA1 8017>
  </JBAC00002>
  <JBAC00003>
    <JBA1 8018>107010SS0001</JBA1 8018>
    <JBA1 8019>0147</JBA1 8019>
    <JBA1 8020>107010TWX21</JBA1 8020>
    <JBA1 8021>107010SC0001</JBA1 8021>
  </JBAC00003>
  <JBAC00004>
    <JBA1 8035>JEITA</JBA1 8035>
    <JBA1 8001>Ver2010A-Rev01</JBA1 8001>
    <JBA1 8009>BD-9903</JBA1 8009>
  </JBAC00004>
  <JBAC00005>
    <JBA1 8002>BasicEDI</JBA1 8002>
    <JBA1 8003>BC-A220</JBA1 8003>
    <JBA1 8005>BT-A221</JBA1 8005>
    <JBA1 8007>BA-A2221</JBA1 8007>
    <JBA1 8010>BUYERCODE,SUPPLIERCODE</JBA1 8010>
  </JBAC00005>
  <JBAC00006>
    <JBA1 8008></JBA1 8008>
    <JBA1 8036></JBA1 8036>
    <JBA1 8037></JBA1 8037>
    <JBA1 8038></JBA1 8038>
    <JBA1 8039></JBA1 8039>
  </JBAC00006>
  <JBAC00007>
    <JBA1 8004>1</JBA1 8004>
  </JBAC00007>

```

クラスNo.	項目No.	項目名	項目定義
C00002	18014	送信者	データの送信者情報を示すクラス
	18015	送信者コード	データを送信する送信者の企業名を示すコード。
	18016	送信者コード管理組織	送信者コードを管理する団体を示すコード。
	18017	送信者所属プロバイダコード	送信者が直接接続しているプロバイダを示すコード。
C00003	18017	送信者センタコード	データを送信する送信者のセンタを示すコード。
	18018	受信者	データの受信者情報を示すクラス
	18018	受信者コード	データを受信する受信者の企業名を示すコード。
	18019	受信者コード管理組織	受信者コードを管理する団体を示すコード。
	18020	受信者所属プロバイダコード	受信者が直接接続しているプロバイダを示すコード。
	18021	受信者センタコード	データを受信する受信者のセンタを示すコード。

図5-3 電気電子業界(ECALGA)ビジネスドキュメントヘッダと項目説明抜粋

5.3 接続仕様

通信手順や接続タイミング(リアルタイム方式、バッチ方式)、発着呼の役割分担、エラーデータの取り扱い等の接続仕様は、ASP ベンダー同士で調整し、事前に取り決めなければならない。

接続にあたっては、接続元 ASP の認証機能の実装、通信手順は国際標準である ebXML/MS (メッセージングサービス) の採用、接続タイミングはリアルタイム方式、発着呼はデータ送信側から起動する方式が、各々望ましい。

5.4 送達確認(Acknowledgement)

ASP 間連携機能をサポートする業界横断 EDI 対応 ASP が利用者に対して提供する送達確認情報は、レイヤー別に①通信確認、②受信確認、③受領確認、④ビジネス確認(ユーザが作成)の4つがあり、ASP のサービスレベルに応じて実装する。

種類	確認内容
① 通信確認	通信上、受信側 ASP がドキュメントを受信完了したときに送信側 ASP へ応答を返すことができないなければならない。
② 受信確認	受信側 ASP がドキュメントを受信完了(振り分け)したときに、送信側 ASP に受信完了メッセージを返すことが望ましい。
③ 受領確認	受信側の ASP ユーザが受信側 ASP からドキュメントを受信完了したときに送信側 ASP に受領完了メッセージを返すことが望ましい。
④ ビジネス確認	受信側のアプリケーションが、ドキュメントの処理受付したときにビジネス確認ドキュメントを送信側 ASP ユーザへ返すことが望ましい。

表 5-1 送達確認種類

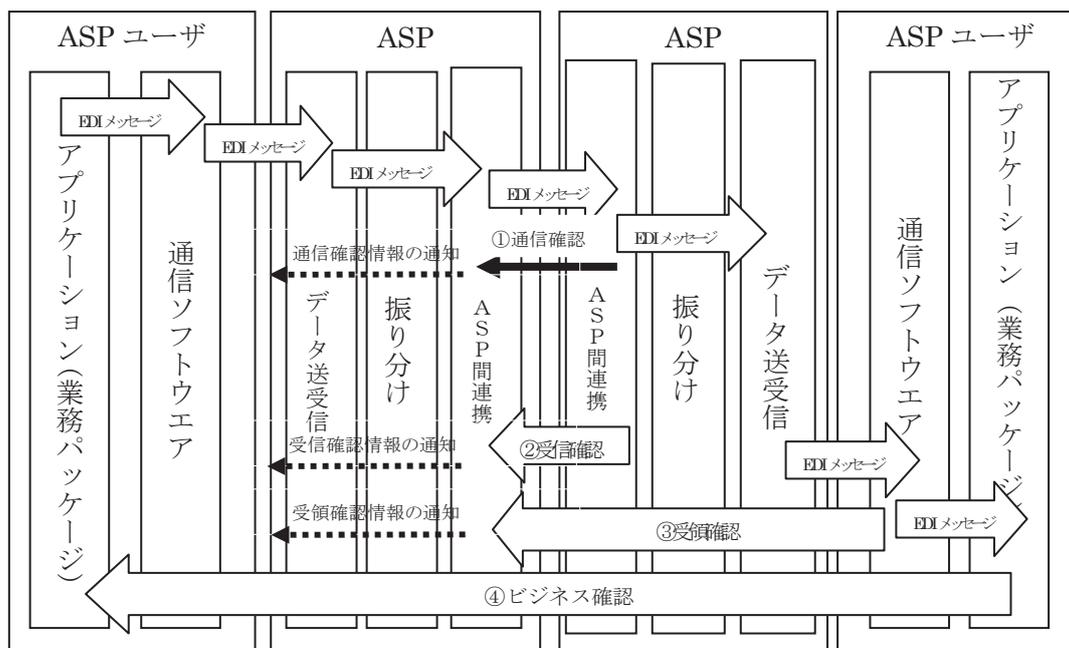


図5-2 送達確認の発生箇所とタイミング

5.5 責任分界点

ASP 間連携機能をサポートする業界横断 EDI 対応 ASP は、データ授受の責任分界点（データ保証の責任が受信側 ASP へ移転するポイント）を、ASP 間で取り決めなければならない。

6. 業務パッケージ

6.1 情報種と情報項目

業界横断 EDI 対応の業務パッケージは、業界横断 EDI メッセージを受け入れ、業務パッケージ内の情報項目として格納し、利活用し、業務パッケージ内で処理された結果（出荷実績など）を業界横断 EDI メッセージとして出力することが出来なければならない。

なお、上記で「業務パッケージが業界横断 EDI メッセージに対応する」のレベルは、業界横断 EDI 仕様「情報項目定義」と業務パッケージ内に格納可能な情報項目及び出力可能な情報項目との対比表が提示されていることとし、その対比表はユーザに開示しなければならない。

業務パッケージの情報項目に変換する機能を直接持ち合わせる必要はなく、メッセージの受け取りや出力後の送信データの作成について、ASP やトランスレータ等を利用してよいこととする。

(1) 対比表の例

業界横断 EDI メッセージ		パッケージソフト	
BIE の ID	注釈	分類	項目名
UN01006535	注文番号	受注伝票-明細	注文 No.
UN01005757	発注者企業コード	受注伝票-ヘッダー	得意先コード
UN01006521	注文文書発行日	受注伝票-ヘッダー	受注日付
UN01005628	納期	受注伝票-ヘッダー	納品期日
UN01005813	発注者品名コード	受注伝票-明細	商品コード
UN01005815	品名	受注伝票-明細	商品名
UN01005794	単価	受注伝票-明細	単価
UN01006632	注文数量	受注伝票-明細	数量
⋮	⋮	⋮	⋮

表 6 - 1 業界横断注文情報、業務パッケージの項目マッピング

6.2 画面

健全性を考慮し、複数の発注者からのデータが同一の画面で参照できなければならない。

7. トランスレータ

ASP／パッケージへの入力や、ユーザの社内システム連携を行う上で、業界横断 EDI メッセージと各業界標準 EDI メッセージ／企業固有メッセージ／社内形式データとの変換が必要である。

7.1 メッセージ変換機能

業界横断 EDI 対応トランスレータは、業界横断 EDI メッセージと、各業界標準 EDI メッセージ／企業固有メッセージ／社内形式データの双方向の変換機能を有していなければならない。

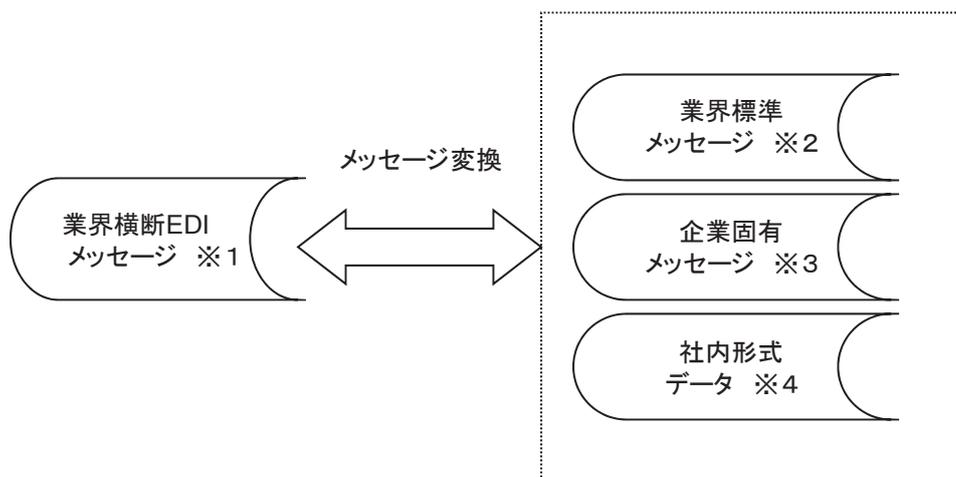


図 7-1 メッセージ変換概要

(※1) 業界横断 EDI メッセージに関しては 4.7 章の脚注 2 を参照

(※2) 業界標準メッセージ

各業界団体において規定された標準 EDI メッセージを指したものである。

(例)

業界	JEITA (電子情報技術産業協会)		JPCA (石油化学工業協会)	
シンタックス、メッセージ	CII	ECALGA(XML)	CII	Chem eStandards(XML)
文字コード	JIS※	UTF-8	JIS※	UTF-8

※8bit 文字(JIS X 0201)および 16bit 文字(JIS X 0208)が使用可能 (詳細は CII シンタックスルール参照)

表 7-1 業界標準メッセージ例

(※3) 企業固有メッセージ

各社独自で規定され、標準化されていない EDI メッセージを指したものである。

文字コードも個別で規定されている。

(※4) 社内形式データ

主に各社の社内システムで使用されているデータ形式を指したものである。

文字コードも個別で規定されている。

7.2 変換定義情報

業界横断 EDI 対応のトランスレータは、業界横断 EDI メッセージを変換の入力側または出力側として、トランスレータから提供される辞書を用いて、型定義できなければならない。

トランスレータの作成手順は、下記の (1) (2) (3) であるが、(1) と (2) において、容易に型定義できる必要がある。

- (1) 入力側型定義 (階層構造、項目名、項目属性)
- (2) 出力側型定義 (階層構造、項目名、項目属性)
- (3) マッピング定義 (入力/出力側の項目・構造を関連付ける定義)

更に、業界横断 EDI メッセージと各業界標準メッセージの項目を対応付けしたマッピング定義等の雛形が提供されることが望ましい。

例 1) 業界横断 EDI メッセージから特定メッセージへの変換

(1) 入力側定義				(3) マッピング定義	出力側定義		
構造名称	項目意味	出現回数	データ型		構造名称	出現回数	データ型
UN01006517	注文書				識別子		
UN01006518	識別子				注文番号		英数字30桁
UN01006519	名称				名称		
UN01006589					明細	N	
UN01006590					商品コード	1	数字20桁
UN01006534					個数	1	数値
UN01006535	注文番号						
UN01006593	明細	N					
UN01006643							
UN01005812	商品コード	1					
UN01006632	単価	1					
UN01006632	個数	1					

図 7-2 メッセージ変換例 1

例 2) 特定メッセージから業界横断 EDI メッセージへの変換

入力側定義			(3) マッピング定義	(2) 出力側定義			
構造名称	出現回数	データ型		構造名称	項目意味	出現回数	データ型
識別子				UN01006517	注文書		
注文番号		英数字30桁		UN01006518	識別子		
名称				UN01006519	名称		
明細	N			UN01006589			
商品コード	1	数字20桁		UN01006590			
個数	1	数値		UN01006534			
				UN01006535	注文番号		
				UN01006593	明細	N	
				UN01006643			
				UN01005812	商品コード	1	
				UN01006632	単価	1	
				UN01006632	個数	1	

図 7-3 メッセージ変換例 2

7.3 チェック機能

業界横断 EDI 対応のトランスレータは、業界横断 EDI メッセージのデータを入力としてメッセージ変換を行う際、チェック機能を有していなければならない。変換エラー発生時には、エラー内容の出力、エラーの検証等が行えなければならない。

(例えば、属性の違い、桁あふれなどのエラー)

8. ファイルフォーマット

JEDICで規定する業界横断 EDI 仕様のドキュメントを交換するためのファイルフォーマットは以下のものが考えられる。

(1) XML 形式

JIS X 4159 拡張可能なマーク付け言語 (XML) に準拠していること。また、XML 設計法については、国連 CEFACT NDR (Naming Design Rule) に従うものとする。定義した XML 文のタグは、業界横断 EDI 仕様の情報項目定義に準拠とする。

キャラクタセット (符号化文字集合) には ISO/IEC 10646 (JIS X 0221) を、エンコード (符号化方式) には UTF-8 (RFC3629) を採用する。

(2) CII 形式

JIS X 7012 行政・産業情報交換用構文規則 (CII) に準拠していること。CII で定義したドキュメントは、既存のいずれかの業界標準 EDI と整合化しているものとする。定義した CII 電文のタグ番号は、業界横断 EDI 仕様の情報項目定義に準拠とする。

(注) 業界横断 EDI 仕様の情報項目に対応する CII 電文のタグが未定義の場合、当該業界標準 EDI (CII 電文) を管理する業界団体に、当該団体の標準管理手続きに基づき、その追加・変更を要請する必要がある。

(3) EDIFACT 形式

JIS X 7011 行政、商業及び輸送のための電子データ交換 (EDIFACT) に準拠していること。EDIFACT で定義したドキュメントは、国連 CEFACT の標準メッセージ辞書と整合化しているものとする。定義した EDIFACT 文のデータ要素は、業界横断 EDI 仕様の情報項目定義に準拠とします。

(注) 業界横断 EDI 仕様の情報項目に対応する EDIFACT データ要素が未定義の場合、国連 CEFACT に、国連 CEFACT の標準管理手続き (DMR) に基づき、その追加・変更を要請する必要がある。

※ ユーザの利便性向上のため、CSV など考えられる。

9. 利用者が利用しやすい業界横断 EDI 仕様に対応したシステムの 前提条件

9.1 ネットワーク

一般的な接続方法で業界横断 EDI 仕様に対応したシステムを利用できることとする。

9.2 通信ソフトや OS・ブラウザのバージョンアップ対応

業界横断 EDI 仕様に対応したシステムでは、利用できる通信ソフトや OS・ブラウザを明確にしておくこととする。

9.3 セキュリティ

業界横断 EDI 仕様に対応したシステムを利用して交換されるドキュメントの重要性を考慮し、セキュリティを維持するための運用ルールを合意することとする。

(例) SSL での通信暗号化、定期的なパスワードの変更、など。

9.4 個別契約の取扱いについて

業界横断 EDI 仕様に対応したシステムを利用して送信したデータが確かに受信されたかどうかを確認できる機能を持つこととする。

また、業界横断 EDI 仕様に対応したシステムでの業務における個別契約の成立に関する記述を EDI 取引基本契約書の中に盛り込んでおくこととする。

9.5 データ保存期間

業界横断 EDI 仕様に対応したシステムへデータを保存しておく期間について合意することとする。

(附表) チェックリスト

章	項目	内容	重要度
4 章	ASP サービス		
	4-1. 情報種と情報項目	取り扱う EDI 情報種と情報項目（名称等）は、業界横断 EDI 仕様「情報項目定義」を参照してメッセージを定義し、仕様を明確にしなければならない。	◎
	4-2. トランスレータ	業界横断 EDI 仕様以外のメッセージを業界横断 EDI 仕様「情報項目定義」を参照して定義したメッセージへ変換する機能を有するべきである。 変換可能な情報種、および対応可能な業界については明記すべきである。	○
	4-3. 伝送手段	ユーザと ASP との間の通信プロトコルや通信ソフトについては、利用可能な範囲を明示しなければならない。	◎
	4-4. データ送受信	複数の取引先（発注企業または受注企業）からの EDI メッセージを 1 インターフェース（同じ伝送手段）で受信する機能を提供しなければならない。 複数の取引先（発注企業または受注企業）への EDI メッセージを 1 インターフェース（同じ伝送手段）で送信する機能を提供しなければならない。	◎
	4-5. Web 画面 インターフェース	複数の取引先（発注企業または受注企業）からの EDI メッセージを 1 インターフェース（同じ画面）で参照、受信、送信する機能を提供しなければならない。	◎
	4-6. サービス提供時間	ASP 稼動時間（無停止、保守時間帯設定あり等）について、利用者に明示しなければならない。 他 ASP と連携する場合は、利用者の業務への影響を考慮し、その接続仕様（接続タイムラグ等）について、利用者に説明するべきである。	◎
			○

章	項目	内容	重要度
5章	ASP 間連携		
	5-1. 業界横断 EDI メッセージの送受信	ASP 間連携機能をサポートする業界横断 EDI 対応 ASP は、異なる ASP から送信された業界横断 EDI メッセージを受信してサービスユーザーに配信する機能を提供しなければならぬ。 また、サービスユーザーが送信する EDI メッセージの宛先が、異なる ASP のサービスユーザーである場合、その ASP に対して業界横断 EDI メッセージを送信する機能を提供しなければならぬ。	◎
	5-2. 振り分け機能	ASP 間連携機能をサポートする業界横断 EDI 対応 ASP は、業界横断 EDI メッセージに付与するヘッダ情報等により、そのあて先 (ASP や利用ユーザ) を特定できるべきである。	○
	5-3. 接続仕様	通信手順や接続タイミング(リアルタイム方式、バッチ方式)、発着呼の役割分担、エラーデータの取り扱い等の接続仕様は、ASP ベンダー同士で調整し、事前に取り決めなければならぬ。 接続にあたっては、接続元 ASP の認証機能の実装、通信手順は国際標準である ebXML/MS (メッセージングサービス) の採用、接続タイムングはリアルタイム方式、発着呼はデータ送信側から起動する方式が、各々望ましい。	△
	5-4. 送達確認 ① 通信確認	通信上、受信側 ASP がドキュメントを受信完了したときに送信側 ASP へ応答を返すことができなければならぬ。	◎
	② 受信確認	受信側 ASP がドキュメントを受信完了(振り分け)したときに、送信側 ASP に受信完了メッセージを返すことが望ましい。	△

章	項目	内容	重要度
5章	ASP 関連携		
	5-4. 送達確認 ③ 受領確認	受信側の ASP ユーザーが受信側 ASP からドキュメントを受信完了したときに送信側 ASP に受領完了メッセージを返すことが望ましい。	△
	④ ビジネス確認	受信側のアプリケーションが、ドキュメントの処理受付したときにビジネス確認ドキュメントを送信側 ASP ユーザーへ返すことが望ましい。	△
	5-5. 責任分界点	ASP 間連携機能をサポートする業界横断 EDI 対応 ASP は、データ授受の責任分界点（データ保証の責任が受信側 ASP へ移転するポイント）を、ASP 間で取り決めなければならない。	◎
6章	業務パッケージ		
	6-1. 情報種と情報項目	業界横断 EDI 対応の業務パッケージは、業界横断 EDI メッセージを受け入れ、業務パッケージ内の情報項目として格納し、利用し、業務パッケージ内で処理された結果（出荷実績など）を業界横断 EDI メッセージとして出力することが出来なければならない。 なお、上記で「業務パッケージが業界横断 EDI メッセージに対応する」のレベルは、業界横断 EDI 仕様「情報項目定義」と業務パッケージ内に格納可能な情報項目及び出力可能な情報項目との対比表が提示されていることとし、その対比表はユーザに開示しなければならない。	◎
	6-2. 画面	健全性を考慮し、複数の発注者からのデータが同一の画面で参照できなければならない。	◎

章	項目	内容	重要度
7章	トランスレータ		
	7-1. メッセージ変換機能	業界横断 EDI 対応トランスレータは、業界横断 EDI メッセージと、各業界標準 EDI メッセージ/企業固有メッセージ/社内形式データの双方向の変換機能を有していない。ない。	◎
	7-2. 変換定義情報	業界横断 EDI 対応のトランスレータは、業界横断 EDI メッセージを変換の入力側または出力側として、トランスレータから提供される辞書を用いて、型定義できなければならない。更に、業界横断 EDI メッセージと各業界標準メッセージの項目を対応付けしたマッピング定義の雛形が提供されることが、望ましい。	◎ △
	7-3. チェック機能	業界横断 EDI 対応のトランスレータは、業界横断 EDI メッセージのデータを入力としてメッセージ変換を行う際、チェック機能を有していない。ない。	◎
		変換エラー発生時には、エラー内容の出力、エラーの検証等が行えなければならない。(例えば、属性の違い、桁あふれなどのエラー)	◎